

令和3年度

福島町議会

定例会 9 月 会議 録

令和3年9月13日 開会

令和3年9月15日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和3年9月13日（月曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	3 頁
○開会・開議宣告	5 頁
○町 長 あ い さ つ	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	6 頁
○日程第2 諸般の報告	6 頁
○日程第3 行 政 報 告	11 頁
1 新型コロナウイルスの感染について 〔各課所管事項について〕 (1) 総務課の所管事項について (2) 福祉課の所管事項について (3) 産業課の所管事項について	
教育行政報告	13 頁
1 幼児教育、学校教育 (1) 小中学校の教育について ①中学生の水難事故について ②事務事業評価について ③全国相撲大会について (2) 学校給食について (3) 高校存続対策について	
2 社会教育、青少年の育成について (1) 社会教育行事について (2) 青年教育について	
3 スポーツについて (1) 南北海道駅伝競走大会について	
○日程第4 一般質問	14 頁
8 番 小 鹿 昭 義	14 頁
(1) 福島町の有害鳥獣駆除対策について	
2 番 佐 藤 孝 男	17 頁
(1) 防災マップの見直しについて	
4 番 木 村 隆	23 頁
(1) マイナンバーカードの利用について	
3 番 平 沼 昌 平	27 頁
(1) 当町の子供へ伝えるSDGs（持続可能な開発目標）教育環境の現状は	
(2) 当町出土の縄文土器の取り扱いについて	

○日程第5	議案第15号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う 固定資産税の特例に関する条例の制定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	36頁
○日程第6	議案第16号	デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律 の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	37頁
○日程第7	議案第17号	福島町地元企業雇用等促進条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39頁
○日程第8	議案第18号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う 福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条 例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	43頁
○日程第9	議案第19号	第5次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44頁
○日程第10	議案第20号	福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	51頁
○日程第11	議案第21号	令和3年度福島町一般会計補正予算(第5号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	54頁
○日程第12	議案第22号	令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	59頁
○日程第13	議案第23号	令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	61頁
○日程第14	議案第24号	令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	62頁
○日程第15	議案第25号	令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	63頁
○日程第16	議案第26号	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	65頁
○日程第17	議案第27号	令和3年度福島町水道事業会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	66頁
○日程第18	報告第4号	令和2年度福島町財政健全化判断比率の報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	67頁
○日程第19	報告第5号	令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに 評価に関する報告について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	67頁
○日程第20	認定第1号	令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	67頁
○日程第21	認定第2号	令和2年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	67頁
○日程第22	認定第3号	令和2年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	67頁
○日程第23	認定第4号	令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	67頁
○日程第24	認定第5号	令和2年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	67頁

○日程第25	認定第6号	令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	
		(決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	67頁
○日程第26	認定第7号	令和2年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
		(決算審査特別委員会付託・休会中継続審議)	67頁
○諸般の報告			68頁
○延会の議決			68頁
○休会の議決			68頁
○延会宣告			69頁

目 次

令和3年9月15日（水曜日）第2号

○議 事 日 程	71 頁
○会議に付した事件	71 頁
○出 席 議 員	72 頁
○欠 席 議 員	72 頁
○出 席 説 明 員	72 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	72 頁
○開会・開議宣告	73 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	73 頁
○日程第2 諸般の報告	73 頁
○日程第3 報告第4号 令和2年度福島町財政健全化判断比率の報告について	
報告第5号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに 評価に関する報告について	
認定第1号 令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第2号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	
認定第3号 令和2年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	
認定第5号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定 について	
認定第7号 令和2年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて	
(決算審査特別委員会報告・質疑・討議・討論・起立採決)	73 頁
○日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命について	
(提案説明・質疑・意見交換・討論・起立採決)	74 頁
○日程第5 発委第3号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	75 頁
○日程第6 発委第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	76 頁
○日程第7 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書の提出について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	78 頁
○休 会 の 議 決	79 頁
○休 会 宣 告	79 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
1 5	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について	9月13日	原案可決
1 6	デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について	9月13日	原案可決
1 7	福島町地元企業雇用等促進条例の一部改正について	9月13日	原案可決
1 8	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条例の一部改正について	9月13日	原案可決
1 9	第5次福島町総合計画の変更について	9月13日	原案可決
2 0	福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	9月13日	原案可決
2 1	令和3年度福島町一般会計補正予算（第5号）	9月13日	原案可決
2 2	令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月13日	原案可決
2 3	令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）	9月13日	原案可決
2 4	令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9月13日	原案可決
2 5	令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）	9月13日	原案可決
2 6	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	9月13日	原案可決
2 7	令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）	9月13日	原案可決
報告 4	令和2年度福島町財政健全化判断比率の報告について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	報 告 済
報告 5	令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	報 告 済
認定 1	令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 2	令和2年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
認定 3	令和2年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 4	令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 5	令和2年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 6	令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
認定 7	令和2年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月13日	決算審査特別委員会付託
		9月15日	原案認定
同意 1	教育委員会委員の任命について	9月15日	原案同意
発委 3	松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について	9月15日	原案可決
発委 4	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について	9月15日	原案可決
発委 5	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	9月15日	原案可決

令和 3 年度

福島町議会定例会 9 月会議

令和 3 年 9 月 13 日（月曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議案第 15 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 16 号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について |
| 日程第 7 | 議案第 17 号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 18 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 19 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| 日程第 10 | 議案第 20 号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について |
| 日程第 11 | 議案第 21 号 令和 3 年度福島町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 12 | 議案第 22 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 13 | 議案第 23 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 24 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 15 | 議案第 25 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 16 | 議案第 26 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 17 | 議案第 27 号 令和 3 年度福島町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 18 | 報告第 4 号 令和 2 年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第 19 | 報告第 5 号 令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| 日程第 20 | 認定第 1 号 令和 2 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 21 | 認定第 2 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 22 | 認定第 3 号 令和 2 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 23 | 認定第 4 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 24 | 認定第 5 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 25 | 認定第 6 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 26 | 認定第 7 号 令和 2 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 27 | 同意第 1 号 教育委員会委員の選任について |
| 日程第 28 | 発委第 3 号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について |
| 日程第 29 | 発委第 4 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について |
| 日程第 30 | 発委第 5 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について |

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	行政報告
日程第4	一般質問
日程第5	議案第15号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について
日程第6	議案第16号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について
日程第7	議案第17号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部改正について
日程第8	議案第18号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条例の一部改正について
日程第9	議案第19号 第5次福島町総合計画の変更について
日程第10	議案第20号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
日程第11	議案第21号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第5号）
日程第12	議案第22号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第23号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第24号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第25号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第26号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第27号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

◎出席議員（10名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	福 原 貴 之	産 業 課 参 事	川 合 力 哉
町民課長兼吉岡支所長	村 田 洋 臣	福 祉 課 長	小 鹿 浩 二
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
福祉センター次長	(石 岡 大 志)	会 計 管 理 者	西 田 啓 晃
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター所長	石 岡 大 志
農業委員会事務局長	(福 原 貴 之)	選挙管理委員会書記長	(小 鹿 一 彦)

代表監査委員 本庄屋 誠

監査委員補助職員 (鍋 谷 浩 行)

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 鍋 谷 浩 行

議会事務局議事係長 福 井 理 央

議会事務局主査 中 島 和 俊

(開会 9時58分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和3年度定例会9月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルスの感染は、想像を絶する経過を辿り、新たな変異種の続出で未だ収束が難しい状況が続いております。

インフルエンザの発症と重なる時期となります。感染予防の基本となる「三密」をできるだけ避けること、「手洗い・うがい・消毒」の連行を新生活習慣と位置付け、さらに周知徹底していかなければなりません。

本9月会議は、各会計の決算等を審議する重要な議会でもあります。

決算については、審査特別委員会で審議することとなりますが、決算審査に合わせて示される事務事業評価についても、まちづくり基本条例に規定し、該当する全ての事業を対象とした評価が示されております。

議会としては、議会基本条例に重要な役割としてチェック機能の強化を規定、事務事業の計画精度向上、執行の適正化、政策形成過程の情報共有化を図る一環として、議員・議会の評価を示し、総合計画実施計画・新年度予算へ評価意図の反映を目指す大事な検証と位置付けております。

新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響は、各般にわたり非常に大きく、正常時への回復には相当の時間と財政負担を要するものと推察されます。特に、地方公共団体を取り巻く財政運営環境は、さらに厳しくなることを念頭に、諸計画の推進を慎重に図っていかなければなりません。

議員各位には、諸事情を勘案の上、本議会もまた活発な討議が展開されますことを願っております。

稲穂も色づき秋模様となってまいりました。朝晩は徐々に冷えてまいります。出席者各位には、お体ご自愛の上、本会議の議事運営にご協力を頂きますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和3年度福島町議会定例会9月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会9月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会9月会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年の8月28日に当時の安倍総理が突然の辞任表明をし、今年もまた9月3日に菅総理大臣が総裁選挙の不出馬を表明するなど、秋の政局は衆議院議員の任期を控え、2年連続混沌とした状況でございます。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、発令されておりました緊急事態宣言が9月30日まで延長されており、未だ終息の兆しが見えない状況でございます。

町内では朝晩の風も涼しさを増し、秋風が心地よく強く感じられる季節となりましたけども、11日に行われました福島大神宮の例大祭は昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により町内会の山車の巡行が中止となっております。

新型コロナウイルス感染症の早期終息を願うとともに、来年はお祭りが賑やかであることを期待するものもございます。

さて、国の令和4年度予算の概算要求の総額は111兆6,559億円となっており、4年連続過去最大となっております。

また、新たな成長戦略の柱として、脱炭素化、デジタル化、地方創生、子育て支援の重点四分野関連政策の特別枠には、4兆686億円が要求されてございます。

町においても、これから年末にかけて令和4年度予算の編成作業を迎えますので、国の状況に注視しながら今後の作業を進めてまいりますので、予めご理解をお願いするものでございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律施行に伴う関係条例の整備について、福島町地元企業雇用等促進条例及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条例の一部改正について。

また、第5次福島町総合計画の変更及び福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてとなっております。

さらに、令和3年度の一般会計及び国民健康保険特別会計など各特別会計の補正予算となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、まず、歳入におきまして、普通交付税の額が確定したことに伴い増額及び令和2年度決算の確定に伴う繰越金の増額となっております。

なお、これらの増額に伴う財政調整基金からの繰入額が大幅に減額してございます。

歳出においては、繰越金に伴う財政調整基金及び定住促進住宅基金への積立て金ならびに吉岡1号線流雪溝蓋の改修など、町内会要望事業の前倒しを行ったことによる増額補正となっております。

そのようなことで、この度の議案に関しましては、条例の制定等が2件、条例の一部改正が2件、計画の変更が1件、計画の策定が1件、また、一般会計及び特別会計補正予算が7件となっております。それと併せて、決算の認定に関する議案が一般会計及び特別会計全般で7件、教育委員会委員の同意が1件、計21件の議案をお願いするものでございます。また、報告事項が2件となっております。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

少し長丁場になりますけれども、よろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

4番木村隆議員、5番川村明雄議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和3年度定例会9月会議の開会にあたり、去る9月6日に開催しました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、審議日数については、本日から9月17日までの5日間といたしました。

次に、令和2年度福島町一般会計ほか6会計の決算認定、関連の令和2年度福島町財政健全化判断比率

の報告ほか1件につきましては、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査していただくことといたしました。

以上のとおり、審議日数も長期に亘るところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会9月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

最初に、5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

総務教育常任委員会の報告を申し上げます。

それでは、諸般の報告の6ページをお開きください。

調査した2件について主な内容を報告いたします。

調査事件2 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画含む）。

第5次福島町総合計画の変更、新過疎法に基づく福島町過疎地域持続的発展市町村計画（案）については一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、第5次総合計画の変更について。

（1）チャレンジスピリット応援事業についてですが、支援件数を6件から3件に変更することですが、利用件数が少ない要因は新たに起業する町民が少ないだけでなく、現在、零細個人事業主には及ばない規定状況もあるなど、使いづらい制度になっていることが考えられます。

対象条件を緩和するなど、より活用しやすい制度となるよう、その制度の内容を点検して、実情に合った見直し作業を進めていただきたい。

（2）町勢要覧作成事業の掲載記事について。

2年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症は、未だかつて経験したことがないある種の大惨事です。長期間に渡る町民の挑戦をしっかりと記録に留めるべきと考えます。

（3）福島小学校南校舎改築事業について。

現校舎の建設時の児童数は664人、今年の児童数は81人と大幅に減少しております。

基本設計にあたっては、将来的な児童数の推移・吉岡小学校との統合等を視野に入れた総体的な校舎づくりを慎重に検討すべきと思慮いたします。

2、福島町過疎地域持続的発展市町村計画について。

（1）今後の組織・団体の在り方について。

今年6月末の人口は3,767人で、65歳以上の高齢者数は1,887人（高齢化率50.09パーセント）と、残念ながら限界集落の範疇に入ったところでございます。

このような中、各分野の町関連組織・団体が、今後とも現状を維持することは難しく、10年先・20年先の組織・団体の在り方について、時間をかけた広範な検討が必要と思慮いたします。

（2）人材育成のさらなる必要性について。

新過疎法では、「人材の確保・育成」を重点事項としています。人材育成は、身に着けた技術や資格を町内で高めるばかりでなく、技術をさらに磨き・高めるため、「町外に出て、見て、経験する」ことが大事であると考えます。

当町においては、「人材育成・人材確保対策事業」、「人材育成支援事業」等を実施しておりますが、従来の町内での人材育成をさらに充実させるとともに、経験値を高めるための新たな事業メニューを積極的に調査・研究していただきたいと思います。

続いて、9ページ。

調査事件3 学校給食の地元食材活用について。

昨年度調査に引き続き、地元食材の使用量等については一定の把握はできましたが、地元食材の有効活

用・安定供給に向け、次の事項のさらなる検討を求めます。

1、農産物の使用拡大について。

白米については生産量が安定し、米保冷库整備により使用拡大が大幅に図られることから、目標値をさらに高く設定されることを望みます。他の農産物については、収穫する品種・必要使用量の確保等の課題がありますが、町や農協、漁協等で常設の協議会を設置し、地場産物の現況の情報共有と、地元生産者の理解と地場産物を安定供給の体制づくり、また行政支援の在り方等を協議・検討すべきと思慮します。

2、水産物の使用拡大について。

水産物につきましては、給食センターの処理などの理由から、積極的に活用がされておりませんが、地元で水揚げされるホッケなどの魚介類の中には資源量が回復し、低価格での仕入れも可能な魚種もあります。町内商店・水産加工業者に対し、地元鮮魚加工の可能性を調査し、魚介類の一次処理や冷凍食品づくりを委託するなど、学校給食に使用可能な処理方法の構築について検討すべきと思慮いたします。

3、地元食材の使用量把握についてであります。学校給食における地元食材の使用比率の向上のため、地場産物の生産者・生産状況等の把握。また、年間使用食材の「地元産・道内産・道外産」別等、できる限り詳細な産地別資料を作成して検討すべきと思慮いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

諸般の報告の11ページをお開きください。

調査した2件について主な内容を説明いたします。

はじめに、調査事件3 福島町社会福祉協議会の財政健全化計画について。

今回提出された資料により、協議会の決算状況等については一定の理解をしましたが、示された資料からは経営健全化に向けた検証・取り組みが不十分で、改善の余地・可能性があると推察されます。

資料では協議会の令和2年度決算状況から、安定的な運営を確保するため、今年度の支援補助金800万円に加え200万円を追加補正するとしていますが、社会福祉法人としての自主性・自立性を充分確保する事が必要不可欠で、平成12年の介護保険事業導入後、協議会の自主財源として「会員の会費」「共同募金の配分金」「受託事業収益」と合せて「介護保険事業の収益」を組み込むことで持続可能な法人運営に努めることが基本原則とされており、町支援補助金・委託事業等についても、協議会経営健全化の視点に沿って詳細に検討し要項等に規定すべきものと思慮します。

現状では、追加支援することで健全化に向けた主体的意欲を削ぐ結果にもなりかねず、まずは協議会において経営健全化計画の見直しと、自主財源の確保に向けた取り組みを再検討、強化し、町において内容の検証を行う必要があると思慮することから、町、協議会において以下の点を踏まえて充分協議・検討するとともに、今回の補正計上について再考される事を強く望みます。

1、経営健全化への取り組みについては、（1）自主財源確保に向けた対策から（4）町支援補助金・委託事業等の在り方まで4項目の取り組みを記載しております。

それぞれの内容について、積極的に協議・検討を進めてください。

次に14ページです。

調査事件4 第5次福島町総合計画の変更について（過疎計画を含む）。

第5次福島町総合計画の変更、新過疎法に基づく福島町過疎地域持続的発展市町村計画（案）については一定の理解を示しましたが、次の事項について検討願います。

1、第5次総合計画の変更について。

（1）キタムラサキウニの深浅移植事業について。

キタムラサキウニについては、新規着業者等の水揚げ量の確保、生計維持につながる主要魚種となっています。深浅移植継続による漁獲量確保と資源管理、キタムラサキウニの水揚げ量全体に占める移植水揚げ割合等の分析を、鋭意進めていただきたいと思います。

2、福島町過疎地域持続的発展市町村計画について。

（1）地域の持続的発展のための基本目標について。

当町の人口減少の主な要因は自然減少ですが、施策の展開にあたっては、自然減少の抑制を進めながらも、社会減少の抑制に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

次に15ページ。

新過疎計画の基本目標は3,100人台の人口維持と、社会増減数300人減と目標設定していますが、福島町の基本目標の設定にあたっては、社会増減と合わせて自然増減も重点項目に位置付けるべきと考えます。

(2) 関係人口の創出について。

計画では、関係人口の創出の柱として、東京・札幌の「ふるさと会」を位置付けていますが、会員も高齢化し新規会員の取り込みが課題となっていることから、町では「ふるさと会」をさらにサポートして行くとのことですが、町内出身の拠り所として、ふるさと会の人のつながりを改めて強化するなど積極的な検討を進めてください。

(3) 地域間交流の促進と人材育成について。

現在の大学との連携協定は、主に水産分野の応援とのことですが、地域間交流の促進のために、大学との連携の新たな在り方として、当町を大学生の研究・活動の場と位置付けてもらうこと。また、町民も大学のノウハウを活用させてもらうなど、従来の連携形体とは異なる方法で、人材育成を進めることが出来るよう大学と協議してください。

(4) 農林の振興における有害鳥獣対策について。

有害鳥獣による農作物の食害が急増している中、先般、熊により町民の尊い命が犠牲になりました。

有害鳥獣駆除に従事するハンターの数が絶対的に不足しており、その対策は喫緊の課題でございます。

行政主導による広域対応を検討する必要があると思慮します。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、9番平野隆雄広報・広聴常任委員長。

○9番（平野隆雄）

広報・広聴常任委員会の報告をいたします。

17ページをお開き願います。

報告書に基づき主な内容を説明いたします。

調査事件1 町内介護事業者との懇談会について。

1年以上続くコロナ禍の中、介護事業者における感染予防対策、また、今後の介護福祉推進のため町内事業者と懇談会を実施いたしましたので、概要を報告いたします。

1、有限会社 スマイルとの懇談内容について。

(1) 新型コロナウイルス感染症流行前と現在の状況変化については、特に変化はないとのことでした。

(2) 介護事業所としての会社経営について。

介護保険制度以外のサービス希望があった場合、会社としてできるかぎり、有料で応えるようにしている。

(3) 介護事業者として注意している事項等について。

若い人には勉強する場であれば、積極的に参加させたい。

自動車の運転に注意徹底し、全車にドライブレコーダーを設置した。

冬道等で、利用者宅への到着が遅れるような場合は、携帯電話でお客さんに連絡しているとのことでした。

次に18ページをお開き願います。

2、社会福祉法人 福島幸愛会との懇談内容について。

(1) 陽光園・介護の現状について。

介護職員が常時3、4人程度不足しており、将来的には外国人介護職員雇用も視野に検討を進めなければならない。

(2) 疾病による長期入院時の空きベッド確保について。

特養入所者が長期入院した場合、その間の施設利用料は入ってきません。介護保険法により施設内のベ

ッドを確保しておかなければならず、入院者が多くなれば、経営的にかなり苦しい状態になってしまうのが現状とのことです。

(3) グループホーム食事代の値上げ検討について。

グループホームの食事代は、1日3食1,050円で、内訳は、ほとんどが原材料代です。本来であれば、これに人件費・高熱水費等を加算した額をもって食事代とすべきでしたが、加算して来なかったとのことであります。

食事代値上げについては、法人経営を考えれば早期に検討していかなければならない課題とのことであります。

次に19ページをお開き願います。

3、社会福祉法人 福島町社会福祉協議会との懇談内容について。

(1) 介護事業の現状について。

令和2年度の介護保険事業の決算状況は、収入4,824万円、支出4,465万円、差引き359万円とのことです。現在の課題事項は、介護サービスの利用者減とこれに伴う介護利用料の減収、ヘルパー不足、ヘルパーの処遇改善等である。

(3) 介護事業所と法人運営について。

介護事業は、民間事業者として自助努力をしていかなければならない。また、法人運営にあつては、過去に介護収入をもって財源補填してきた経緯など、運営方法が悪かった点は、多いに反省しなければならないとのことでした。

最後に、4、懇談会の総括について。

町内3介護事業所関係者との個別懇談会は初めての開催でしたが、町内介護事業の一定の状況把握ができました。

町の高齢者介護の現況については、対象者数の減少する現況に入り、介護従事者の確保・介護事業経営の悪化等の課題解決は、さらに厳しさを増してくると想定されることから、町における今後の施設介護、居宅介護の在り方について、早急に検討しなければならないと思慮いたしました。

以上で、広報・広聴常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

それでは、21ページをお願いいたします。

9月3日開催の第2回渡島西部広域事務組合議会定例会の結果について、主な内容を報告いたします。

1、定例会の内容は、条例の一部改正や補正予算、また、令和2年度決算認定の計3件の議案審議です。

2、行政報告は、消防関係で3件の報告がありました。

(1) 火災の発生について。

6月3日、木古内町前浜地区において、プレハブ平屋建て事務所の内部を一部燃損する火災が発生しましたが、地域住民2名の迅速な通報・初期消火により、被害を最小限に食い止めることができました。

2名の方には、6月28日、木古内消防署において感謝状を授与しました。

(2) 行方不明者の捜索について。

6月7日、知内町湯の里地区山林において、山菜取りに入った住民が行方不明となりました。

警察署・知内町・消防本部・知内消防署・福島消防署による合同捜索、また、北海道防災ヘリコプターによる捜索の結果、6月8日、本人を発見・救出しましたが死亡が確認されております。

(3) 水難事故について。

8月2日、福島町塩釜地区の海岸において、町内男子中学生が遊泳中に溺れる事故が発生しました。

心配停止の状態で見つけられ、松前町立松前病院へ救急搬送後、ドクターヘリコプターで市立函館病院に転送され、治療を施していましたが、8月10日、死亡が確認されております。

改めて、お亡くなりになりました2名の方のご冥福をお祈り申し上げます。

3、審議した議案について説明いたします。

議案第1号は、職員の給与条例の一部改正です。

本年4月に北海道防災航空室に派遣した職員の寒冷地手当支給に関し、在勤地である札幌市を条例に規定しました。

また、将来的対応として北海道消防学校への指導教官派遣を想定し、在勤地となる江別市を規定しました。

議案第2号は、一般会計補正予算（第2号）です。令和2年度決算に伴う繰越金や松前消防署江良出張所新築工事に係る実施設計委託料追加など、1,281万7千円を追加し、総額を15億5,631万3千円としました。

認定第1号は、令和2年度一般会計の決算認定です。歳入決算額15億4,786万4,578円に対し、歳出決算額が15億3,220万5,616円、差し引き1,565万8,962円を翌年度に繰り越すことで決算を認定いたしました。

なお、議会事務局に議案・関係資料を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和3年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会7月会議以降の行政報告を申し上げます。

1、新型コロナウイルスの感染について。

8月13日に北海道から公表された道内における新型コロナウイルス感染症の発生状況の中で、福島町内において初めて感染者が2名確認されました。

その後、さらに2名の方の感染が判明し、8月31日までの累計で4名の方の感染が確認されたところであります。

当町においては、昨年から様々な感染予防対策を講じてきたところであり、ワクチン接種も希望者への接種がいち早く終了している状況にありますが、感染力の強い新たな変異株などによる全国的な感染拡大が続いておりますので、今後も引き続き感染予防対策の徹底を図ってまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

（1）総務課の所管事項について。

1点目として、災害時における復旧作業等の支援に関する協定の締結について。

9月1日（水）、大規模災害発生時において、ドローンを活用して早期復旧を図ることを目的とし、東日本電信電話株式会社北海道南支店と協定書を取り交わしております。

近年の災害は、これまでとは違い想定以上の被害をもたらすケースが多くなってきており、この度の協定によりドローンの技術を最大限に活用して被害の状況をいち早く確認することが可能となり、復旧作業の迅速化や2次災害の防止を図ってまいります。

2点目として、普通交付税の確定について。

令和3年度の普通交付税の交付額が8月3日付けで確定し、関連予算を本議会に計上しておりますので、内容についてご報告いたします。

交付額は、18億7,112万1千円で、前年度決定額との比較では、1億1,320万6千円の増、また、本年度当初予算額との比較では2億2,581万8千円の増となっております。

臨時財政対策債につきましては、当初予算と比較して1,604万6千円減の、9,171万4千円となっております。

また、一般会計に係る前年度からの繰越金も補正計上しておりますが、地方財政法第7条の規定に基づき、繰越金の2分の1を下らない金額の5,500万円を財政調整基金に積み立てることとしております。

(2) 福祉課の所管事項について。

1点目として、新型コロナウイルスワクチン接種について。

12歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種については、健康づくりセンターで実施した集団接種が8月8日に終了し、町内の医療機関による個別接種については、8月10日を以って概ね終了しております。接種状況については、8月末現在の対象人口（12歳以上の人口）となりますけれども、3,568人のうち、85.09パーセントにあたる、3,036人が2回目の接種を完了しております。

2点目として、新たな吉岡温泉建設について。

新たな吉岡温泉建設基本計画策定業務については、庁内に工藤副町長を委員長とした「新たな吉岡温泉建設基本計画策定業務プロポーザル審査委員会」を立ち上げ、指名型プロポーザル方式により業者選考を実施しております。

設計業者7社の指名による企画提案書の1次審査で3社を選考し、8月25日に実施した2次審査のプレゼンテーション及びヒアリング状況の内容を踏まえ審査した結果、株式会社日本工房へ業務委託することに決定したところでございます。

今後は、コンパクトで町民の憩いの場となる建物などを念頭に協議を重ねながら、基本計画を策定してまいります。

(3) 産業課の所管事項について。

1点目として、陸上養殖アワビの販売状況について。

陸上養殖アワビの販売については、今年4月から本格的な販売を開始しており、現在の販売状況は、総数で約2万1千個となっております。

なお、主な販売実績は、毎週開催の直売会での活アワビの一般販売で約9,500個、地元飲食店でのフードツーリズムによるアワビカレーの提供や五島軒と共同開発したレトルトカレーの製造による商品販売が約9,600個となっており、購入いただいた町民や企業からは大変好評をいただいております。

上半期は、予想を超える順調な販売となったことから、現在、在庫調整のため毎週開催の直売会を一時的に休止しておりますが、商品販売向けのアワビを優先的に確保しながら、成長に合わせて年末の需要期に向けた生産体制を整えてまいります。

2点目として、花火大会の開催について。

やるべ福島イカまつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度に引き続いて中止となりましたが、8月17日に福島町元気プロジェクトの一環として、福島漁港において観光協会による花火の打ち上げが行われ、多くの方々に楽しんでいただき、町民の皆様の心の癒しにつながったものと感じております。

3点目の、千軒そばの花観賞会について。

千軒そばの花観賞会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度に引き続いて中止となりましたが、新型コロナウイルスの早期終息と五穀豊穡を願い、千軒そば畑において松前神楽の奏上のみが行われております。

当日は、実行委員会及び生産会並びに千軒町内会など、関係者のみの参加による実施となりましたが、多くの報道陣が取材に訪れ、道内はもとより全国へ福島町の自然の素晴らしさと松前神楽の魅力が情報発信されております。

町の主な主催事業及び行事等につきましては、別に記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 10時46分)

(再開 10時47分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

すみません。私、報告の中で産業課所管の中の1点目の陸上養殖アワビの販売状況について、ちょっと字句を読み間違えましたので、再度読ませていただきます。下の方になります。

商品販売向けのアワビを優先的に確保しながらということで訂正をお願いしたいとおもいます。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和3年度福島町議会定例会9月会議の開催にあたり、定例会7月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、幼児教育、学校教育。

（1）小中学校の教育について。

①中学生の水難事故について。

8月2日に塩釜の前浜で中学生が溺れる水難事故が発生しました。近くにいた父親の懸命な救助と救急隊員及び医療機関の献身的な処置により心配停止から一時は蘇生し、回復を祈念していたところですが、8月10日、残念ながらご逝去されました。

ご両親をはじめ、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げますとともに、心より御本人様の安らかなご冥福をお祈り申し上げます。

教育委員会といたしましては、この度の事故を重く受け止め、各学校や警察、その他関係機関で構成する生活指導連絡協議会を8月5日に開催し、各学校での巡回パトロールの継続はもとより、新たな啓発チラシの作成、水難事故防止講習会の開催を検討し、児童生徒の安全確保に取り組んでいくことを確認したところであります。

②事務事業評価について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、令和2年度分の事務・事業の「点検・評価」については、事務局による一次評価を基に、社会教育委員会議で2次評価を行い、8月30日の教育委員会会議において最終評価を行い、その結果を報告書として取りまとめて本議会に報告しております。

③全国相撲大会について。

8月21日から22日に東京都立川市で開催された、第51回全国中学校相撲選手権大会に福島中学校相撲部の2名が出場し、個人戦・団体戦ともに善戦しましたが、予選で敗退となりました。

出場した選手は二人とも2年生で、来年度当町で開催される全国大会に向けて良い経験になり、今後の更なる活躍に期待しているところであります。

（2）学校給食について。

給食における地元食材の利用に関しては、昨年引き続き、福島吉岡漁業協同組合よりウニ5キログラムの無償提供を受けて、7月16日に「ウニ汁」として調理しました。この日は、他に町内産の黒米や昆布、椎茸を活用したふろさとメニューとして提供し、子供たちに喜ばれておりました。

（3）高校存続対策について。

高校入学者の全国募集に向けて、次年度から「地域みらい留学」に参画するため、7月5日から6日に私と高校の太田校長と島根県松江市の地域教育魅力化プラットフォーム事務局等を訪問し、全国の先進事例や生徒募集の方法などについて、アドバイスを頂いたところです。

また、8月20日には、町内の関係機関の協力を頂きながら、全校生徒が岩部クルーズ体験や、水産加工工場等の見学をし、来年度から新たに導入する「地域課題解決型学習」の準備を進めております。

高校の応援団的な組織であります教育振興会については、8月25日に役員会を開催し、今後の取り組

み方針を確認し、高校の魅力化に向けた検討を進めていくことにしています。

なお、今年度、計画しておりましたオーストラリアの見学旅行については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、10月中旬に東北方面への見学旅行に変更する予定となっております。

2、社会教育、青少年の育成について。

(1) 社会教育行事について。

新型コロナウイルス感染症予防のため、8月中旬の通学合宿と9月8日に計画していた子供芸術鑑賞会は中止としたところですが、7月27日に初めて企画しました「シーグラス講座」をはじめ、7月29日から31日の「ジュニアスイミングスクール」、8月5日から7日の「プログラミング教室」については、感染予防に配慮しながら計画どおり開催し、多くの参加者から好評を頂いたところであります。

(2) 青年教育について。

成人式については、新成人の参加者に事前に抗原検査キットを配布するなど、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら、8月13日に開催いたしました。当日は、25名の新成人が出席し、町長、議長及び議員各位など、たくさんの来賓の皆様にご祝福を受けました。

また、実行委員会主催の成人祭も当日開催され、大人としての新たな出発を誓い合っていました。

3、スポーツについて。

(1) 北海道駅伝競走大会について。

10月31日に計画しております北海道駅伝競走大会については、7月19日に実行委員会を開催しましたところ、新型コロナウイルス感染症予防の対策として、参加者にワクチン接種や抗原検査の実施を求めることや、ちゃんこ提供や抽選会の見合わせなど、感染予防対策を講じ開催する方向で、現在ポスター製作等の準備を進めているところであります。

以上で、令和3年度定例会7月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩 10時53分)

(再開 11時06分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、4名から5項目提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項 福島町の有害鳥獣駆除対策について、町長に質問します。

この度、ヒグマに襲われた方に対し心より御冥福を御祈りするとともに、ご家族に対しても心からお悔やみを申し上げます。

今年に入って、5月下旬から町内白符地区に於いてヒグマの目撃情報が相次いでいたと聞きます。町では、北海道猟友会の方の協力や町職員の方々によるパトロールや箱わなを設置するなどして警戒を強めていたにも拘らず、7月2日に大変痛ましい事故が発生してしまいました。

また、7月12日には町内桧倉・千軒両地区等の国道でヒグマの目撃が相次ぎ、松前警察署によると、どちらも親熊との報道がされています。

この様な中で猟友会の方々は、事故以来、毎日朝早くから夕暮れ迄、炎天下の中、見回りや箱罟等の設

置で大変なご苦勞をされていると聞いております。

この度の事故を受けて、町として、有害鳥獣駆除に携わる人材確保や駆除作業に対する補助などについて、どの様に考えているのか伺います。

更に、駆除後の処理施設に対して、町としては4町での対応を検討されていると以前述べていますが、駆除する方の作業軽減等を考えると必要不可欠であり、それぞれの町の捕獲頭数も異なる事から4町の平均的金額負担では折り合いがつかない点もあり、4町ではなく福島町単独で施設を持つべきと考えております。

町長の考えを伺うとともに、他3町との協議状況についても伺います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩します。

（休憩 11時09分）

（再開 11時10分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問お答えいたします。

町では、7月に白符地区で発生したヒグマに襲われたと思われる事故を受けて、白符地区や吉野地区などを重点に、ハンターに加え、町職員及び消防署員並びに警察署員によるパトロールを図るとともに、箱罟を設置するなど、対応の強化に努めてきたところであります。

改めてお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りさせていただきたいと思います。

まず1点目の有害鳥獣駆除に携わる人材確保や駆除作業に対する補助などについてですが、町では人材確保を図るため狩猟免許取得等助成金制度を設けており、1人当たり40万円の助成を行っております。

現在、猟友会のハンター3名が町の有害鳥獣対策を担っており、この秋からは、新たに狩猟免許等取得助成金を活用して、1名の方が担い手として猟友会に加わることであります。

次に駆除作業に係る補助についてですが、現在、町が予算計上している捕獲報酬費及び活動報償費をもって対応してございます。また、4名の方に補助員を委嘱しており、捕獲個体の搬出や解体作業補助など、効率的な有害駆除ができる体制づくりに努めております。

なお、7月の事故におけるハンターの巡視に係る活動報償費は、本議会に補正予算を計上しております。

2点目の駆除後の処理施設の考え方についてですが、町では当初、渡島西部広域事務組合衛星センター敷地内の土地を借り受けて、町単独で処理施設の建設を予定していたところであります。

このことについて、広域事務組合の参与幹事会において、土地の使用の可否を構成町に提案したところ各町も参画したい旨の意見があり、町では広域で建設した方が効率的との考えから、現在、当町が幹事町となり渡島西部4町有害鳥獣担当課長会議を開催し協議を進めているところであります。

なお、今後のスケジュールですが、令和4年度において広域議会での規約改正などの協議並びに各町との調整を踏まえ、令和5年度の施設建設を予定しております。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

この9月2日の北海道新聞に渡島半島のヒグマが30年前の1990年度に比べ、今2倍以上の1,840頭に増えてるとの記事が載っておりました。

また、9月から福島町に1人ハンターが新しく入るとのことです。大変嬉しく思います。

ところで町長に伺います。今現在、箱罟はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

箱罾についてはですね、通常時にかけているもの、そしてまた今回被害と言いますか事故がありましたので、緊急的に白符の墓地の所と吉野の所にかけてさせていただきました。

多少その出入りがありますので、今現在は6個の罾をかけているという状況でございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

ちょっと少ないと思います。素人の考えでは、箱罾を多くするのが捕獲に有効だと思いますが、ちょっとどういう風に考えてますか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

数について多いかどうかは別にして、ある程度、箱罾をかけるにも道などの協議が必要でございます。そして今般もですね、実際、私も広報にちょっと書かせていただきましたけども、やはりその熊の駆除、色んな形で人それぞれ価値観がありますので、かなりそういったものをまた嫌う方々もいらっしゃるということで、今回白符で亡くなったということが全国ニュースで発信されました。そしたら、やはり相当全国から色んな形で電話やメールをいただいて、うちの職員などそれにかかりっきりにですね、一般事務が滞る様な状況もございましたので、必ずしも我々としては罾を多くすることによって捕獲数が上がるんだという風には思いますけども、そのところについては妥当な数を道の方と協議しながら今やっておりますので、そしてまた、ハンターさんの意見も聞きながら、あまりむやみに人の被害の届かない所までですね、かけても私はしょうがないんだと思います。

やっぱり自然界の中で我々生かさせていただいておりますので、そういったものも含めて適正な数をこれからやって行きたいと思います。

ただやはり、頻繁に人に被害が及ぶようなところについては積極的に我々としてはそういったものも設置して行きたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

福島町のハンターで経験がある人は1人程度と聞いております。

今のうち、この経験者から多くの実態経験や駆除に対する作業内容を検証してもらえることが、町が主導で行う必要があると思いますが如何でしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

現在、ハンター3名の方がいらっしゃいます。ただやっぱり、主に行っている方は私と同じような歳の方が1名であります。なかなかあと2名の方は経験の無い中で、どちらかというと補助的な役割。その中で技術取得をしていると。そしてまた今新しい方が1名という形になります。

ただ、理解していただきたいのはですね、ハンターさんも自分の仕事を持ちながらそう言った形でやられていますので、常時そこだけに集中してやるということがなかなか出来ない状況であります。

我々は今心配しているのは、やっぱり私と同じような方が、僕と一緒に段々年齢がいった大変になった時に町としても困るということで、今なんとか、その方から少し技術なり色んなことを一緒に行ってですね、応援をしていただく中で技術取得をしていただくという形がやはり理想だという風に思っておりますので、なかなかここについてはですね、町が主導してやるという形はちょっとまた特殊な業務でありますので、簡単に我々一般業務みたいな形で技術指導できるかということ、ちょっとそこは難しいものがありますし、職員の中でそういう経験ある方もいけませんので、なるべく今しっかり中心になってやられてる方から技術を指導していただくという形が私は今できる最善の方法ではないのかなと思っております。そこについて町として予算が必要な物についてはしっかりまた、そういったものの予算確保には努めて行きたい。

そのように思っておるところでございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

施設に対して3町が同意しているようですが、負担割合を均一にするのでしょうか。それともまた、クマ・シカの処理の割合ですか伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

処理施設についての質問かなという風に決まっていますけども、ただ今のところはですね、特に割合についてはまだ明確にはしてません。ただ、直近の状況を見ますと、やはり今回は熊が話題になってますけども、圧倒的に今多いのは鹿の駆除数が多くなっていますので、去年あたり見ても今年の状況ですね、8月までにヒグマ6頭に対してエゾ鹿32頭という形で、大体年間トータル83頭から93頭捕れますので、大半はどちらかというと鹿の駆除の方が今圧倒的に多い状況でありますので、多分、過去のデータを見ながら来年ある程度、先ほど言いましたとおり色んなものをクリアしながら、設計の方に入っていくと思いますので、その中でそういったデータを基にして、しっかり施設の規模なり処理方法を対応して行きたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（溝部幸基）

次に、2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項 防災マップの見直しについてであります。

最近の新聞報道で、津波想定情報が2、3度記載されておりました。それによりますと、浸水面積の拡大が福島町では、173ヘクタールとなっており、海岸線の民家はほぼすべてが浸水範囲に入るとのことです。そして津波は日本海側から回り込む高さも含め、国の想定より7.5メートル高い、12.1メートルになり、到達するまでの時間は最短13分から59分と、道南では1番早いと記載されておりました。そこで私は改めて防災マップ（2020年2月発行）を注視してみましたので、そこで町長にお聞き致します。

①避難施設について、ほとんど津波の高さに対応しておりません。これをどうするのか。

②到達時間が早いため、どのような対策をとるのか。

一人暮らしで足腰が弱く、車を持っていない人への対応はどう考えているのか。

③冬季の避難路と避難場所の確保はどうするのか。

④防災無線について。

千軒地区の放送は雑音があり、放送内容を聞き取れないことが頻繁にあります。

改善に向けての対応はどのように考えているのか。

津波とは関係ありませんが、異常気象により全国各地で大雨による土砂崩れや河川の氾濫により、多くの犠牲者がでております。当町はそのような災害に備え、日頃の河川の点検や危険箇所などの把握はどのようなになっているのかをお聞きいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

津波発生時における住民の対応としては、昨年2月に配布した防災マップにもありますように、各地区の高台に一時避難場所を指定しており、それぞれが、まずは自分の命を守る行動を第一優先に、高台など

に避難してもらうことが大事になってまいります。

1点目の、避難施設については、町内会館等の一部が津波浸水想定区域となっておりますが、津波発生の際は、各地域の高台に一時避難していただくこととなります。そのほかの土砂災害や洪水などの際には、指定避難所として町内会館等を今後も活用してまいります。

2点目の、津波の到達時間が早い件に関しましては、これまでも避難訓練や町政懇談会などでも申し上げており、津波はいつ何時発生するかわからないことから、まずは自主的に避難路などを利用して高台に一時避難する、その習慣づけが大切であり、災害時に向けた避難訓練の充実に努めてまいります。

また、身障者の方などに関しては、町と町内会、消防署、社会福祉協議会、民生委員協議会が連携し、避難行動要支援者名簿をお互いに共有し災害時に活用できるよう協定を結んでおります。また、家族の方や近所の方々などが日頃から所在を確認するとともに、災害時には協力して避難するようお願いしているところであります。

3点目の、冬季間の対応についても、基本的には2点目と同様となりますが、各地の高台への避難路に関しては積雪で使用できなくなる場合もあることをご理解願います。

4点目の、千軒地区の防災無線の雑音に関しては、町内会から以前にもご指摘があり、保守業者と確認作業も行いましたが不具合は確認されませんでした。

しかし、今年度に入ってから同様の事象が発生しているとのことで、担当職員により何度か現地確認をしたところ不具合が見受けられましたので、現在、保守業者と対応策について協議中であり、根本的な解決策を検討してまいります。

最後に、河川に対する災害の備えについては、河口付近を中心とした定期点検や堆積した土砂の浚渫を年次計画に基づき実施するなど、防災減災に努めているところであります。

また、急傾斜地などの土砂災害対策については、北海道と連携しながら危険箇所を土砂災害警戒区域に指定し、防災マップに掲載するなど住民周知しているところであります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時26分）

（再開 11時27分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

すみません。回答の中で私、積雪と述べるところを除雪と言い間違えましたので訂正をお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

積雪に訂正をしておきます。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

ご答弁ありがとうございます。

しかし、これは津波の到達が遅かったり、日中であったり、夏場であったり、各自がゆっくりでも避難できる状態の時かと思います。その時、身体障がい者の方々などに関しては町と町内会、消防署、社会福祉協議会、民生委員協議会などが協力して、その協力は大変大きいものと思われま。

最短13分で到達する津波に対しては、消防署以外には恐らく協力が出来ないものと思われま。自分自身の身を守るために、いち早く避難させることが大事かと思ひま。避難すべきだと思ひま。町長の考えはどうでしょうか。まずその点。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私、町政懇談会などでもよくお話をさせていただきますけども、3. 11の東日本大震災の時の状況を皆さんも目の当たりにしてですね、やはり、なかなか自然界に全てを対応することは難しいんだという経験を皆さんされてると思うんですね。

やっぱり結果的に、逃げるという行動をいち早くとった方が助かっているという状況にありますので、我々としては、まず第一に、やはり自らが逃げるという訓練をですね、くどいようですけども、しっかりしていくことが町民の命を守る私は一番の方策ではないのかなと。その中で、行政としてやりきれるものをして行く。

特に今、議員ご指摘のとおり身体の不自由の方、色んな方々をどう助けながら避難場所に導くかということが、なかなかこれは言葉では言い表せますけども、いざそういった時にしっかりできるかと言いますと、なかなかやはり身近にいる家族なり隣近所の方がですね、第一にそういった方々をきちっと日頃からコミュニケーションを取りながら、そういった所に導いて行くってのが私は一番ベストではないのかなと。

ただ、今回、津波の関係で12.1メートルという形で今回は太平洋の関係で、日本海・千島海溝の中で今回大きく取り上げられていますけど、ちょっと新聞報道がですね、あまりにもちょっとショッキングな捉え方で、全体にじゃあ福島に12.1メートルの波が来るのかというと、現実こまじ数字をマップで見ますと、12.1メートル到達するのは白神の限りになく近いところの場所でありまして、福島の地区なり、若干場所によっては白符のようにちょっと高い所も出てますけども、じゃあそんな大きい波がすぐ来るかという形ではないんですね。だからそのところはちょっとこう新聞報道が少し先行して、町民の方も少しびっくりされているのかなという気がします。

ただ、それにしても前回でも多分3.5メートルとか6メートル、たぶん今回で4メートルか5メートル位の大体このエリアで波が来るんだというシュミレーションがされておりますので、そういった中で、やはり我々としてやれることをしっかりしていく。私はそれには、やはり3.11の経験から踏まえてもですね、あれだけ例えば、岩手なりあいった時もですね、僕も一回見ましたが、かなり万里の長城みたいな物を作ってもあのような被害があるわけでありまして。

なかなか自然に抗うことは私は難しいんじゃないのかなと思ってますので、いざ起きた時に、やはり自ら行動をとるといふことの癖を私としては町民の方々に植え付けていくのが行政の役割でないのかなと思ってます。これからも、ただ、なかなか全体的な防災訓練もコロナの関係で出来なかったり、色々と町民の方々にご迷惑をお掛けしますが、まずはそういったところに力を注ぎながら、防災減災を私はやっていきたい。そのように思ってます。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

地震に関しては奥尻、そして東北の地震などでも津波が来たら「てんでんこで逃げなさい」という事で、人の事をかまわれないという事が色々言われております。

今回のこの報道によっても、この研究している北大の先生曰くには、新たな津波浸水想定は最新の科学的見地を取り入れたものだということで、ある程度確信してもいいのではないかなとは私は思っております。そういう中で、やはり本州においては南海トラフなどでもそれ相当の対策を取っている所もありますので、一つこのことを、福島は大きな地震が来たことが無いとか色々安堵しているようですが、やはり危機感を持ったそういう対応もまた必要かなと思っております。

次に、3点目の冬の一時避難・避難路の答弁ですが、積雪で使用できない場合もあるという答弁であります。それはまあ避難路としての福島町の数35個。その中で、階段を使って一時避難する場所が20箇所くらいかな、そのくらいあるわけで、到底、条件の良い時でも恐らく高齢者はその階段を上って一次避難するのは大変だと思います。

しかしながら、条件の悪い夜中とか全く見えない場所での避難は恐らく避難階段を上って避難するとい

うことは私はちょっと大変だなと思うんだけど、再度その点について、冬場は使えない時もあるということですが、どういう対応を取るのか、それをお知らせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

災害については答弁の中でもお答えさせていただきましたが、いつどこで何時起きるか分からないというのが現実であります。特に北海道においては、やはり冬場の避難、これが我々としては一番課題であります。なかなか本州の方みたいに雪が降らない状況であれば、避難路さえある程度整備しておけば対応できると。ただ、今、申し上げましたとおり福島県からいきますと、かなりすぐ山が迫っております。日向を含め吉岡方面。そして、なぜ階段が多いかというのは、やはり国道整備にあたって新しい道路をつけた時に、そういったところで元々その畑だったところの道路に開削しながら道路なり住宅をつけていった経緯があるんで、私は階段が多くなっているのではないのかなという風に思っていますので、必ずしも避難路として適切な場所に全てがクリアになっているかというと私は若干違うのではないのかなと。

僕も防災の計画を作った時に、本来であれば、それとは別に避難路とあって然るべきなんだと思いますけれども、なかなか財政的なもの当時は厳しい状況もありましたので、そういったものがあるものを活用しながら、まず一番近い高台に逃げるのに一番近い道ということで、その階段が避難路とされたという風に記憶してございますので、確かに高齢者については、かなりキツイ上り坂であります。私も何度かうちの裏山にも階段ありますので、暇な時に上って経験してはありますが、やっぱりちょっとキツイような状況。

特に冬になりますと雪がありますので、全ての避難路がクリアになっているかというと、それは本当に申し訳ありませんが、そこまでですね常に予算を掛けて除雪をする、草刈りをするという状況にはなっていないのが現実であります。そういったなかで我々として今、最善の方法をどうして行くかというものが課題ではあります。ただ、その課題を全部クリアには出来ておりませんが、我々としては各町内会と色んな形で相談しながらですね、その防災計画なり防災マップを作らせていただいていますので、その中でベストの選択を皆さんにさせていただくこと以外に無いのかなという風に思っていますので、これからはしっかりと、まずは我々の考えを町民の方々に伝えて、町民もそれに納得して、行動を取ってもらうということが私は先ほど申しした工作物や色んな方法もあるんでしょうけども、我々が今出来る中ではですね、今の形が私は理想的ではないのかなという風に思っていますので、そういった中で一人でも二人でもですね、まずはいち早く行動を取ってもらう。そういう意識、訓練をやっていくことが私は一人の町民の命を救うことになるのではないのかなと思っていますので、理解していただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

非常階段を使って上るということは大変だということわかります。しかしながら、松浦から非常階段を使つての避難、大神宮のそこだけの階段はある程度緩やかな誰でも上れるようなそういう階段であります。あとはまあそれなりに大変しんどいところを一時避難ということでもありますので、一つ、その点についてもどういう風にこれから避難するか、町内会を含めたその間にやっていただければなど、そう思っております。

4点目の千軒地区の防災無線。金曜日の日に私も家の前で仕事をしておりましたら、業者が来て色々やっておりました。そして、晩の6時のチャイムの時に、どうだとかん心をもって聞いたら、ばっちり良く入りまして、金曜日土曜日とも良かったんです。そして、日曜日にも良かった。今朝の7時のチャイムはやはり喉に物が詰まったようなガガガガ鳴って、だからどうなんだろうね。

地上デジタルになってから7年ぐらいだということで聞いております。そういう中で最初当初からはあまりよくなかったんですが、最近になって聞きづらいというか、すごくブツッと音が切れたり、そういうことがありますので一つ町内会でも色々話題になっておりますので、何のための防災無線だと、そういうことがあるので佐藤議員なんか町の方に言ってくださいということで今回一般質問したわけでもありますので、原因究明と言うか、それもハッキリして早急に対応していただければなと思います。

特に何か町の関係者から聞くと、鉄塔が吉岡まで通ったあとの方が何か故障があるという、そういう話

もありますので一つ、そういう点も含めて保守点検、点検するなら1日でなく、やっぱり長い目で調査しなければ分からないと思いますので、早急に対応をしていただければと思います。

それから、河川の点検であります。

これは、大雨等で各地で色々な災害が起きております。特に福島はそんなに災害が無いわけでありますが、一時、松浦でも水害によって事故がありました。そして、吉岡の吉岡川ここもありました。

最近では、福島川・吉田橋のところで何か逆流が、大雨でマンホールから逆流して浸水したと、そういう話もあります。そういう中で、やっぱり、ここの答弁の中でありますように河口を点検しているということでもあります。それは大事だと思います。しかしながら、台風そして大雨等によって川が色々な変化を起こすわけでありますので、一つ川の上流も、やはり台風の後とか大雨の後をやっぱり点検するという、そういうこともやって欲しいし、今は簡単な飛ばしてやるドローンで点検する必要もまあこれは恐らくずっと山を登って崖崩れとか、そういうことは恐らく大変だと思います。だから、ドローンを飛ばして、ある程度の概況を調べながら、ですからそこを見つかったら徒歩で行ってしっかり調べるとか、そういう方法もあろうかと思います。そういう中でやっぱり、最近では農家の方でもスズメの被害が多いということで、小さいドローンを買って何か飛ばしたらスズメの被害が少なくなるとかって、そういうことがありますので、色々なドローンがあります。あまり高価な金額の高いドローンばかりじゃありませんので、一つ、そういうものを飛ばしながら建設課が色々な河川の状況を調べて点検していただければと思いますが、その点について伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

4点ほど質問をいただいたのかなって気がしています。

まずは、階段の件については今意見をいただきましたので、先ほどらい答えたように、たぶん治山工事をやる時にですね元々畑でつづら折りで上がって行ったものを階段つけて、急な今状況になってますので、そういったのも含めながら、いただいた意見を基にしっかり対応して行きたいと思っています。

あと、千軒の無線については本当にご迷惑をかけております。そして、12月11月に行われる町政懇談会の時にもしっかり意見をいただいて。ただ、うちの担当が調査に行くと何か入りが良いという状況でして、これとまでイタチごっこをしていたのかなと。

ただ、やはり無線飛ばす状況の中で我々も常々感じておりますけども、私の地区の塩釜でもやはり入りの悪いところは年に何度か結構あります。やっぱりその天候なのか色んな状況の中で、良く聞こえないって言いますかね、途絶え途絶えて聞こえてきたり、テレビ何かでもそうですけども結構色んなその条件によって入らない時があったりしますので、これについては今、業者さんの方にしっかりと今調査をお願いをしておりますので、しっかり原因究明をして、その中で対策をして行きたいと思います。多分、これまでの各防災無線の地区で、何て言いますか小手先で直していったのではちょっと対応出来ないんじゃないのかなと。かなりやっぱり少し抜本的に仕組みを変えて行く形を取らざるを得ないのかなと思いますので、そうなりますとまた少し予算的なものが掛かりますので、ちょっとまたご迷惑をかける時間が長くなるかなと思いますけども、ただ、その方策が見つかれば町内会の方々も少し安心をされるのかなと思いますので、まずしっかり担当の方で業者と話をし、その結果について町内会の方にまた年末の懇談会などもありますので、町内会長との方にお返しをしながら少しキャッチボールをして良い方向を見つけて行きたい。そのように思っています。

それと最後ですけども、河川について本当にやはりここ何年か、私も自分の家の前にすぐ小さい川ではありますけども見てますけども、我々が小さい頃に見ている川とかなりイメージが変わってきているのかなと。やはり、山の保水力が従前に比べて無いというか、これまでは千軒の方で雨降るとだいたい次の日に川水が溢れてくるっていうのが私のイメージでしたけど、今は雨が降った瞬間に福島川が増水を始めるといった状況であります。

そして、特に大木って言いますか、立木もまた簡単に倒れて川の中に流れてくる。それと、当然土砂も堆積するということで、今、福島川については土木現業所と言いますか北海道の方と協議をしながらですね、昨年も今議員おっしゃった吉田町のあたりが逆流しましたので、あそこについては手を入れさせてい

ただいて、こちらから行くと右側の方ですね。そういった所に手を加えさせていただいてますし、またここ何年か河床どこって言いますか、要するに川底に溜まった堆積した土砂を撤去させていただいてますし、今年も少し予算をつけていただいでですね、これから多分工事に掛かると思ってます。それと、町内の河川についても、町が管理する河川についても、今、総合計画の中で計画的に川底に溜まった土砂を少し取るような状況でございます。

そしてやはり、国の方も今、国土強靱化3年間これが5年に延びましたけども、その中でですね、そういったところを重点的に予算をつけていただいでおりますので、町としてもしっかりとそういった予算を使いながら災害時に備えた対応をして行きたいなと思っております。また、色んな形でこれから年末かけてまた町内会の方にも入って懇談会をして行きますので、またご意見いただければそういった場を通じていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

実は道の管轄だと思います福島川。その橋の福島大橋の200メートルくらい上流に中州に1回長い流木が流れついております。やはり、あれを一つ見てもどっかで恐らく崖崩れとか、台風で倒れたものなのか、それをまたアレが橋に引っ掛かってそれが溢れ出して洪水になる可能性もありますので、そちらのああいう大きい木が流れ込んだ時点で、やはり道の方に相談をしたり、そういう注意深くそういうやつもやって欲しいし、やっていただきたいと思います。

そういうことで、新聞報道で前に大津波警報の記事が載った時点で、総務課長の小鹿さんがマップの改正を早くやらなきゃならないというそういうコメントもありました。そういう中で避難路の点検、そしてマップの改正などをやったのかどうか、これからやろうとしてるのか、その点だけ知らせてください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

1点ちょっと回答漏れしましたが、ドローンについてはこの前の新聞報道にもありましたし、行政報告にもありました通り、今色んな形で災害協定を結ばせていただきます。そしてまた、消防なども今やはり、いち早くそういったものを活用しながら災害時に活用して行きたいということにしていますので、そこについてはしっかり対応をして行きたいと思います。

また、先ほど言いましたマップの見直しについてですね、これまでなかなか全体が出なかったものから我々はそれを待ってたという状況でありますので、これから作業に本格的に入っていくこととなりますので、そのスケジュールについては今総務課長から若干補足説明をさせていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

防災マップの改訂につきましては、今回質問にもありましたように7月に道の方で太平洋側の津波想定ということで発表公表をしております。それで現在、それについて警戒区域の指定にあたっての各市町村への意見照会という形で来ております。この太平洋側というのは羅臼町から福島町まで。

それで今回、佐藤議員の方から12メートルなりの津波ということできましたけども、千島海溝と日本海溝というのが太平洋側にあります。十勝沖からカムチャッカまでが千島海溝、下北半島の東北地方の沖合に日本海溝。これの想定が来たんですけども、今回、以前平成28年に公表した稚内から松前町までの日本海で起きた日本海側の地震にですね、福島町から木古内町のデータも今回、実際は太平洋側に福島町の場合は日本海側からの方の津波が大きいということで、それが示されて、そっちの方が12メートルなんです。太平洋側は現在の防災マップとさほど差は無いんです。若干増えてますけど。

それで、今、意見照会が来てますんでそれで整いましたら、今のところ予定では来年度の当初予算で防災マップの改訂をする予定で進んでおります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○議長(溝部幸基)

次に、4番木村隆議員。

○4番(木村隆)

一般質問を朗読させていただきます。

最初に訂正をさせていただきたいと思います。

今年1月と記載ありますがけれども、答弁の方が昨年11月というふうに来ておりますので、昨年11月に訂正をさせて朗読をさせていただきます。

マイナンバーカードの利用について。

昨年11月からマイナンバーカードの普及促進が当町で行われました。マイナンバーカードの一般的なメリットとしては、身分証明書や保険証としての利用、住民票などの公的証明書をコンビニで取得できるなどが上げられます。以下の点について伺います。

1、マイナンバーカードは、町民何名の方が取得されているのか。

2、マイナンバーカードを保険証として使用するためには、マイナポータルに登録しなければなりません。また、病院側もマイナンバーカード読み取り端末などシステムが必要です。6月議会でやまゆりクリニックの端末については理解したところであり、順次、町内の内科、歯科でも利用できるようになると思います。マイナポータル登録が必要であることの周知をどのようにお考えか伺います。

3、マイナンバーカードの総合サイトから証明書コンビニ交付市町村を確認しますと、福島町はサービスを提供していない市町村となっております。コンビニ交付の可能性についてのお考えをお伺いします。

○議長(溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

木村議員のご質問にお答えいたします。

町では、国が進める行政のオンライン化とデジタル改革の推進を図るため、昨年11月から休日に臨時窓口を開設するとともに、高齢者の方でも取得できるようお手伝いをしながら、マイナンバーカードの普及促進に努めてきたところであります。

1点目の、当町のマイナンバーカードの取得状況についてですが、令和3年8月29日現在の申請件数は1,897人で、本人に交付された件数は1,700人となっており、交付率は道内自治体で5番目に多い44.05パーセントとなっております。

2点目の、保険証として利用するための登録に関する周知についてですが、今後、利用申込方法等について町広報及び各戸配布による周知を行ってまいります。高齢者の方などに対しては、マイナポータルの操作方法などに関する一定の支援が必要と考えており、高齢者に寄り添った対応に努めてまいります。

3点目の、証明書等のコンビニ交付の可能性についてですが、行政のオンライン化並びに町民の利便性向上、窓口業務の負担軽減、証明書交付事務コストの低減などの観点からコンビニでの証明書等の交付は必要なものと認識しております。しかし、町において導入に要するシステム改修や設備等の初期投資とのバランスを考えた場合、現時点では難しいものがあると判断しております。

一方、国において9月1日にデジタル庁が発足し、官民一体での電子化が進んでまいりますので、令和4年度末までに、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される子育て関係や介護関係などの手続きのオンライン化を進めることで、マイナンバーカードの利活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長(溝部幸基)

暫時休憩いたします。

(休憩 11時56分)

(再開 12時57分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

それでは、マイナンバーカードの再質問ということになりますけども、今般、日常で様々な料金の明細書をインターネットで見ている方、私をはじめ、だんだん多くなってきたのではないかなと思います。そういったものと同じで、自分の必要な情報を携帯ですとかパソコンから見る事ができる。そしてまた、必要なものを取り出すことが出来る。利便性が向上してきてマイナンバーカードの認知もされてくるとですね、福島町の普及率も徐々に上がってくるのかな、なんて期待を持っております。

特に都市部では、平日の昼間に役所に行けない方にとっては役立つ事も多数あるのではないかなと思っております。

国もマイナンバーカードを作るための番号通知書は全国民にこう勝手に配ったのにですね、カードを作るってことになると必要な人だけ作ってくださいという事で、自分的には全部もう国民にですね、マイナンバーカードを配った方がいいんじゃないかなと。そういう事によって自治体も様々なサービス展開だとか、そういうものが推進して行けるんじゃないかなと思っております。

今はもう、持ちたい人だけ持ってくださいですので、なかなかこうサービスの向上に繋がって行かないのではないかなとそんなに風に思っております。

それで、コンビニ交付の件ですけれども、道南では函館と七飯の2自治体のみが今のところコンビニで証明書、印鑑証明だとか住民票だとかを取り出すことが出来ることになっております。

マイナンバーカードを推進している国が、実際にサービスということになると自治体任せみたいなのところがあって非常に困惑しているわけですけども、初期投資がどれぐらい掛かるのか私も分かりませんが、国の方で実際にコンビニ交付に対して自治体にどうしろと、例えば「将来的には導入してくださいよ」なのか、それとも「金額的に無理であれば田舎みたいところは無理にやらなくていいのか」とか、そういった方向性についてお尋ねしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々も国の方向性を見据えながら、今回マイナンバーカードの普及率を上げることが大切かなと。それは取りも直さず、最終的にマイナンバーカードを使って行政サービスを受けるということを前提にして我々考えてございます。

ただ、国の方は今回デジタル庁を創設されましたけど、まだまだなかなかそのところはしっかりやりきれてないのかなと。特に、都会とやっぱりその田舎の違いというものが、私は今回ワクチンなんか見ても如実そういったことがちょっと感じられるのかなと。我々は比較的、今回ワクチンの申し込みなりそういったものをアナログでやらせていただいたのが、いち早く評価されているのかなと。

意外と都会のような形で近隣町でもやられた所は、なかなか状況としてよろしくなかったという声をちょっと聞いてます。

それで、コンビニでの証明の交付でありますけども、当然、将来的には今、デジタル庁が掲げているスケジュール感から行きますと、早晚2、3年後にはですね、そういったものも導入されてくるのかなという気がしてございます。ただ現在の中で今、国が進めているのは、こういった事務作業に対して町の方に交付税措置ではありますけども、特別交付税の中で2分の1応援しますという事であります。

ただ、特交でありますので議員ご承知のとおり、なかなか入ってると言えば入ってる、そういった形の中で来ますので、その分が特出して交付税が多くなるかとなるとなかなか難しいところがあります。そういった中で、たぶん福島町であれば、今業者さんのお話で行きますと3、600万円ぐらい経費が初期投資が掛かるという状況のなかで、今じゃあ高齢者が今4割5割、高齢化率が5割に近づいてる中で、じゃあそういったコンビニを利用する方、特に若い人達は当然、今、税金もコンビニ納付とかありますのでそういったのが慣れてきましたけども、高齢者の方々はなかなかコンビニでじゃあ証明書をどうなのかと。

例えば、今、先ほど言いました函館市・七飯であれば北斗も含めて人口が結構ある中で若い人達が多い。そして、当然、市役所行くと待ち時間が多いんですよ。1つ証明書を貰うにしても結構窓口が混み合いますので、そういった中で多分コンビニに行った方が便利だろうと。

ただ福島の場合は、じゃあ窓口でそこまで待たせるかとなると、そうではないのかなという気がしています。その辺の利便性と費用対効果そういったものを考えながら我々としては対応して行きたいなど。

ただ、国の方向性はですね、そういったデジタル化なりそういったものをして行くという方向にあります。ただ、今回のワクチンなんかでも少し問題になったのは、やはり日本のその今までですね、なかなか義務化できないと言いますか、それを強制化できないというのが一つ問題であるのかなと。やはり、個人情報との関係の兼ね合いがありまして、なかなか他国のように一斉にそういった箇所を義務化できれば本来一番良いんでしょうけども、マイナンバーであってもまだ義務化までは行ってございませんので、選択制でありますので、そういった中で難しい点はあるのかなと。

ただ、方向性は今回のデジタル庁創設を見ても、そういった方向にあるんだということは我々もしっかり認識してございますので、それにいち早く我々としては出来ることは対応して行きたい。そのように思っているところでございます。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

簡単にね3,600万円と言っても、目に見えないお金とはいえ大金でございますので、私共みたいな田舎については、しばらく様子を見なければならぬのかなと、そんな風に思っております。

また、コンビニ交付についてもまた違う機会に質問したいなど、そんな風に思っております。

後段の方で、オンライン申請のことで子育て関係ですとか、介護関係のことがちょっと書かれてましたので、答弁の方でありましたので、少し確認させていただきたいと思うんですけども、具体的にどういった中身で利活用を図って行きたいと考えておるのか。例えば、進んでいる町ですと子育て関係であれば就業証明書を個人で手書きで書かないで、企業がこう変わりにパソコンで打ち込んで証明書を作ってくれるですとか、介護関係であれば介護認定の届出をオンラインでやれるとか、そういった事例がありますけれども、そのようなことでよろしいのでしょうか。それとも何か他の別な政策があるのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

答弁させていただいてるのは、今、町の方でそういったものやっていくということではなくて、国の方のデジタル庁のスケジュール感を見させていただきますと、今般、9月1日に発足してございますけれども、その流れの中の一環として、まずはこの年度内に新型コロナウイルスワクチンの接種の証明書を電子化するとか、22年中には給付金の受け取りに使う預貯金を事前登録制にするんだと。

そして、その中の1つとして、2022年末までに子育てや介護などを自治体で行う31の行政手続きをオンライン化するというスケジュールで今進んでございます。そしてまた24年末にはマイナンバーカードを運転免許証を一体化するという形で、最終的には25年末に自治体の情報システムを統一するというスケジュール感で今進んでるという風に我々認識してございますので、その一環のなかで当然、国の方の指示が流れてきますと我々は統一した形でやる形になりますので、何も先駆けて町の方が優先的にやるということではなくて、国の流れのなかで今そういった方向性の中で、今流れているということで理解をしていただきたいと思います。

ただ福島町の場合ですね、これまで電算化、私も役所入った頃に電算システム、税が一番とっかかりがありますけども、道内でも先駆けてやった自治体でありますし、財務会計についても私の記憶の中では道内でもかなり早い形で進んでいるのかなということで、福島町は比較的議会なり町民の理解もいただきながら、これまでいち早くそういったものに手掛けてきたという私自負も少しありますので、こういったものについても、しっかり遅れることなくやって行くことが大切ではないのかなと思ってございます。

ただ今やはり、国もですね、まだそのデジタル庁も少しスタートからつまづいてるところも新聞報道

等でもありますけども、まだまだしっかりしたものが固まってございませんので、たぶんこの1年、さらにまた今、国の概算要求出てますので、そういった中で来年度の予算関係が明らかになってきますと、少し見えてくるのかなという気がしてございますので、我々としては国の動きなり予算をしっかり注視しながら、当町として必要なものについては、いち早くやって行くという方向性だけは示して行きたいなという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

今の答弁聞きますと沢山のシステム化が予定されてるようで、私もそこまでは調べられませんでしたので勉強になりました。

次に、保険証の利用について。

6月にやまゆりクリニックの補正ということで、病院側にシステムカードリーダーの補正を行ったわけですが、その時点で国の方から何て言う風に通知が来ておったのか。

つまりですね、マイナンバーカードを保険証で利用するためには病院側もシステムを組まなきゃいけないわけですが、国は病院とか薬局にそのシステムの補助金を出してるわけですね。で、町の方でもやまゆりさんの物は国の補助金使って整備するわけです。ですから例えば期間がいつまでに整備しなさいよって言う風に言われておるのか、それともあくまでもこの整備っていうのは任意で、その「病院それぞれの考え方でいいんですよ」なのか、その辺も少し遡ってお伺いしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

保険証の関係についてでございますけども、国の方の進め方としては先ほど言いましたとおり、強制的な義務化まではなかなか出来きてないというのが実情であります。こういったものを国として進めていきます。そういった中で、手挙げ方式と言いますか、ある程度進めていただけたところについては補助金だいたい国が進める場合は2分の1の補助制度を持ってやっておりますので、そういったなかで活用できるところについてはやってくださいということできてますので、今のところ特段のいつまでやりなさいということまでは示されていないという風に私伺っております。

ただ、先ほどらい申し上げましたとおり、これからはやはり、菅総理が音頭をとりましたそのデジタル庁の発足に伴って、少しそこところが加速してくるのではないのかなという風に思います。今までは、なかなかそういった専門の省庁が無かった時代はですね、当然、だいたい総務省あたりが音頭取りをとってやってきたという風に承知してございますので、今度は本当にそこに特化した庁ができましたので、そういったなかでたぶん先ほど言いました2025年度を最終の期限としながらですね、そこに向かって多分かなり早いスピードで進んでいくのではないのかなという気がしてございます。

ただ1点、先ほどらいから申し上げましたとおり、日本のその文化、風習と言いますか、なかなか個人情報に対するその他国と少し違いがありますので、そういったところもクリアに少し時間は掛かるのではないのかなという気がしてございます。

ただ、国はある程度4、5年の中です、そういったものをやって行くんだという意思表示をしてございますので、早晚、そのスケジュールがもう少しこまいところが出てくると保険証についても、たぶん運転免許証と同じような形で統一したものでやって行くのではないのかなという気がしてございます。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

現状では町内の病院ですとか薬局さんも任意になるんだろうなと、そういう風に捉えております。

私も最初はですね、マイナンバーカードを病院に持って行けば、すぐ保険証と同じように使用できると思ってたんですけども、色々調べまして、ポータル登録しないとなかなか使うことが出来ないということです。先ほど町長も高齢化率がだんだん40パーセント50パーセントということになってきま

して、私の母なんかも最近スマホにしまして、やっぱり使い方というものを結局誰かが教えてあげないと、すぐにピッとはいかないわけですね。

それでまあ、せっかくこうやまゆりさんでスタートするわけですから、何も無理に役場の方で操作窓口を作れとは言いませんけれども、多少ですね個人情報見られても実際に利用してみたいっていう人に対しては相談に乗ってあげられるような簡単な仕組みがあってもいいのかなと思うんですけれども、その点をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

マイナンバーカードについては本当に私は取得してますけども、確かに我々にとってですね、若い人は苦にならないでしょうけども、どうもそのポータルサイトに登録するのに色んな番号なり入れなければならないという時に、なかなかそれを思い出せなかったり、失念してですね、そこでもう諦めてしまうということがあるんだと思いますので、今、高齢者が多い中ではですね、たぶん今回も道内でも普及率が進んだ町がですね、理由としては各町内に出向いて、写真についても本来自分で撮ってそれをやる場所をですね、こちらが手助けをしながらやって行った、そのことが結果として40パーセント以上の取得率に繋がっているんじゃないのかな。

ただ今の状況ですと、持ちましたけど使ってないという状況があるんだと思いますので、多分これからは国の方向性としては、それを活用しながら事務の効率化なり色んなサービスを広げて行きたいということが見えてございますので、先ほどらい申し上げましたとおり、国の進捗状況をですね、その辺のスケジュール感を見ながら必要であればそういったところの担当部署も設置することは、やぶさかではないのかなと思ってます。

ただ、現時点ではまだまだそこまで行っていないのかなという気がしてございますので、そのこのところについてはしっかりと国の流れを見極めながら町としてやれること、それは取りも直さず町民の思いに寄り添った形で我々としてはサービス提供して行きたいという風に思ってますので、その中で必要であれば議員ご提案のようなものも1つの選択肢としてあるのかなという風に思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

当町の子供へ伝えるSDGs(持続可能な開発目標)教育環境の現状はについて、教育長にお尋ねいたします。

国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)が策定されて5年余りになります。2020年からは「行動の10年」がスタートし、企業や団体が思い思いの目標に取り組んでおり、子供たちに学びの場を提供するなど動きが広がっています。このSDGsの持続可能でより良い世界を目指す事で30年までの国際目標とされております。

国連が15年に採択し、地球上の誰一人取り残さない事を誓い、発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組むユニバーサルな活動を目指しております。例えば「貧困をなくそう」や「住み続けられるまちづくりを」「気候変動に具体的な対策を」など17目標と169個のターゲット（具体目標）からなっております。

日本では新しい学習指導要領がスタートし、小学校は20年度、中学校は21年度、高校は22年度から「持続可能な社会の創り手の育成」などが求められております。

育成すべき資質・能力の3本柱として、知識や思考力などと合わせ人間性として「どの様に社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」を育む心も重視されようとしております。その象徴となるのがSDGs学習だと言われておりますが、当町のSDGs教育環境の現状を知りたい。また、今後、どのように教育現場と共に進めるのか方向性をお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

令和2年の小学校から順次実施されている新学習指導要領前文には、「多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と明記されています。

これを具体化するのが、計画的に組み立てられた教育課程であり、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、その実現を図っていかうとするものであります。

当町においては小学校6年生の社会科で、国連の学習の際に持続可能な開発目標SDGsの意義や目標の内容について学習しています。

また、小学校及び中学校において社会科・道徳・総合的な学習などの科目で、環境問題・人権問題・住み続けられるまちづくり等について、持続可能な開発目標を意識した学習を行っています。

例えば、なるべく食材を捨てないで調理する給食メニューを考案する学習では、「食品ロスを少なく」という課題を通して、開発目標の1つである「貧困をなくそう」に関連付けて考えさせております。

将来を担う子どもたちに、持続可能な地域や産業の担い手となるために、必要な資質・能力が育成されるよう、持続可能な開発目標SDGsの考え方について、学習機会の創出に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

教育長から新学習指導要領における今の福島町の学校教育の在り方について、教えていただきありがとうございます。

そして、国連の学習の機会に持続可能な開発目標の鋭意と目標内容について、既に学習しているという風なご答弁でありました。

当町の教育レベルは高いんだなあと、このように関心させていただいております。そのなかで17項目のうち13、14、15、これはあえて一つずつ言いませんけれども、いわゆる環境問題や1と2と5に対する人権の問題、そして11の住み続けられるまちづくりを意識した学習を行っていることは、これも凄いことだと私は思っております。けれども、ここで当町としてここまでやっているのであれば、きっちりとしたSDGsに対しての教育をしているというものを、教育方針としてしっかりした開発目標をやはり授業に取り入れて行くべきだと私は思うんです。

「やってるよ」だけでなく、きちっとやっぱり目標を立てるっていうことがですね、私は教育面から1つの目標ターゲットとして取り組んでいる姿勢というものを子供達に見せるべきだと思うんですけども、お考えをお聞きしたいなと思います。

例えば、途上国で長年課題となっている貧困とか飢餓問題だけでなく、環境保護のためのエネルギーのクリーン化とか働きやすい社会づくり、将来世代が住み続けられるようなまちづくりの整備などっていうのは、いわゆる今、我が福島町が課題としているものも私は含まれていると。将来を担う子ども達にとっては、これは大きな目標というかターゲットになっていくと。それを今のうちから続けていけないかなと、このように思うんです。

この間、新聞見てたら高校生の地域に特化した教育もなされることで、これにも関連されて、その地域の産業なり仕事なりっていうものを地元の子供達に理解していただきながら、地元に残ってもらうという活動も所謂これになってくるわけで、既にやっているにも関わらず、きちっとしたSDGsの開発目標というものを私は明記しないのは何か残念なような気がするんです。

先程の教育長の「やってる」っていう答弁を聞けばですね、何故それをきちっと明文化しないのかというものに対して、ちょっとそこら辺を整備して行かれる気持ちはないのかどうなのか、そういうふうに思ってますね。

それから、そこら辺でちょっとご答弁いただければなと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

SDGs についてなんですけれども、これまでも学校教育の中ではSDGs が謳われる前からですね、環境問題だったり貧困の問題だったり、人権の問題だったり勉強をしてきてるんですね。何ですけども、今、この2015年に国連が17の目標を提示して、2030年までに解決して行きましょうというのを全世界にアピールしてるところなんですけれども、我々としても今まで脈々と人権問題だったりエネルギー問題だったり、地球の温暖化の問題だったり、まちづくりの問題だったり、機会があるごとに学校教育の現場では勉強してきた事なんですけれども、これを総合的な17の目標として国連が提示したわけですから、これに何ていうか関連付けてですね、よりよい2030年それ以降もずっと世界が住み続けられている世界を作っていくんだという視点で、今までの学習を体系的に考え直す必要はあるんだろうなっていう風に考えておまして、これまでもやってきたことではあるんですけども、議員おっしゃるようにSDGs っていう視点でですね、体系的に関連付けて勉強して行く必要があるのかなっていう風に思ってます。

まちづくりのお話もされましたけども、まさにですね、今、福島商業高校では先だって地域学習ということで岩部クルーズや水産加工会社や、その地域の色々な所を地域学習ということで見てもらいました。つまりそれは、この福島町が今後ずっと残って行くためには、少子化問題だったり、高齢化問題だったり、産業の担い手が不足していると。こういう問題を解決して行きながら、ずっと将来にわたった福島町を創るっていう風な大きな課題があるわけです。

それをやはり高校生も含めて、僕は高校生だけじゃなくて保育所の段階からこの地域課題解決学習をSDGs に関連付けることも大事なんだろうけども、福島町がずっと持続可能なまちづくりを行っていくうえでも、こういう視点は必要だと思ってますんで、今後、学校教育の現場の中に取り入れて行きたいという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ずっと福島町の教育委員会は、そういうSDGs の国連が提唱する前から取り組んできてるっていうことでしょけれども、私はこれは1つのきっかけだと思うんですね。

教育環境だけでなく、どの企業もですね、やはりきちとした絶対やってないということはないんです。何かしらやってきてるわけです。それが今さら、そういう風に言わなくてもやってるものはやってるんだよと言っておられるところも多いんです。けども実際には何かしら、ちょっとこれ言い方きついかもしれませんが、うわべだけの話であって、押し付けられてやってるとか、教えられてるからやってるとか、そういう様な次元よりも何の為にこれをやる事によって自分にどう跳ね返ってくるのかっていうグローバルな考え方からグローバルな地球的社会的な範囲から、ローカルなものに持ってくる時に自分の個々の意識をどう高めて行くか、これが私は一つの持続可能な開発目標の大きな意義だと思うんですね。

例えば理科の実験でも、この実験をするとこういう風になりますよっていう例えば実験なんかもありますよね。低学年からもあります。そのなかで、それをする事によって結果がこういう風になるんだよっていうもの、この手順でこういう風にやるとこういう風になりますよっていう実験体験。果たしてそれが本当にその今実験をする子供にとって意義のある事なのかというところらへんを再認識して行くのが今のこの持続可能な開発目標の大きな、分かりやすく言った開発点だと私は思うんです。

新学習指導要領を今改めて教育長の前で言うのもあれなんですけども、やはり、どのような社会それから世界と関わり、より良い人生をつくるかっていうのもこれも新学習指導要領の中に入ってますよね。それから何を理解しているか何がどう出来るのか、それから理解をしていること出来る事をどのように使うのか、ここら辺は今回の新学習指導要領の三本柱と言いますか、それだと例に聞いております。

であればですね、やはり子供達にはもっと具体的に内容を絞ったなかで、一個人だけでも今我々がやっていること先ほど言いました様に、給食の食品ロスを少なくするっていう課題のなかで、それが結び

ついて貧困をなくそう。何故、貧困がロスを少なくすると、自分は今いる自分の立場は貧困っていうものに程遠い環境に今我が福島町の子供達はいるわけですね。でも、ここで簡単に貧困だ、それから食品ロスを減らすことが何故貧困に繋がって行くのかっていうところを具体的に目標というものをきっちり指導することによって、何故、この開発目標に参加していかなきゃなんないのかと。今までやってるわけでしょう。こういう風にして社会の時間でも様々な時間取って、17項目のうちほぼ全てやってるとは言いませぬけども、これ突き詰めて行くと2、3項目ぐらいにしかならないと思うんです。その中でもね。それだけ範囲が広いと思うんで、是非、そこら辺ですな教育長の今現時点での考え方としては、どうお考えなんですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

議員おっしゃるように、このSDGsは子供達だけじゃなくて世の中全体で取り組んで行く課題なんだと思います。例えば、企業で言えば地球温暖化を抑えるために二酸化炭素を抑制しましょうと、電気自動車をより多く使いましょうとか、今、自動車業界ではガソリンエンジンを無くして最低ハイブリット、その先には電気自動車で動く、脱炭素社会ゼロカーボンを狙ってですね、このSDGsの環境問題について今取り組みがまさに自動車業界なんかでも進められているところでございます。

私たち福島町でも、やはり議員おっしゃるように世界を知ってグローバルを知って、ローカルの課題を解決して行く。道教委なんかでもよく言われてますけどもグローバルな視点っていう風な今言い方されてますけど、まさにそういう風な考え方もあるんだと思いますし、文科省の今回の新学習指導要領はですね、今までの国語・算数・理科・社会その勉強だけじゃなくて、地域の課題を知って、それを解決していくような能力はこれからの時代必要なんだっていう風なことが大きな学習指導要領の1つのテーマであるんですね。

ですから、国語・算数・理科・社会それはもちろん基礎学力は大事なんですけども、そういう課題解決能力をどうやって見つけさせるかっていう事も大きなテーマではありますので、福島町教育委員会としても是非、それらの1つがこの象徴がSDGsの考え方だと思いますので、こういう視点を取り入れながら福島町の子供達に勉強していつてももらいたいなという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

今、教育長がこのSDGsに対して取り入れながらというご答弁を言ってるわけですがけれども、これ実際にじゃあ教育の時間に、その時間だけ取って、特化した中でそういう授業が作れるのかどうかを、これから教育委員会の進め方にも私はよと思うんですけれども、究極的にはですね、やはり、やっていることはやっている、でもそれが大雑把に見えてきて焦点が絞られてない状況の中で、ただ子供達が6年間3年間3年間っていう教育の期間の中で、どの程度自分の考えを絞ったなかで次のステップに進んで行くかっていうものを後押しするためにも、私は福島町教育委員会としてはこの考え方を特別に時間、道徳の時間でもいいですし、やはり、きちっとした形で私は進めていく、これが次の世代のために今これから出来ることを考えて、今の子供達がアクションを起こす。それを受けて次の世代の子供達がまたきちっとした方向性をもっと明確に虚像から実像になるように作りあげて行く。それをやはり教育委員会として、きちんと時間を持ったなかで私は進めていくべきでないのかなと思うんで、先ほど教育長の答弁で考えていくみたいな話なんですけども、そこらへんのきちっとした方向性とかそういうものはもう一回お聞きしますけども、どうお考えなのか、するのか、しないのか、だけじゃなくて学校と協議してやっぱり必要性っていうものを再認識していただいて、新たにやることではないですよね。最初の答弁ではやってるわけですから。それをきちっと明確化して行くべきでないのかなっていう私の意見に対して最後になりますけども、教育長、やるのかやらないのか、やって行こうとする方向性を出すのか、そこら辺お聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ありがとうございます。

例えばですね、先程の食品ロスを少なくっていう風な部分で今までは食べ物が勿体ないから食品ロスを少なくっていう観点で、もしかしたら勉強してたのかもしれないんですけど、このSDGsに関連させると全世界では、今、貧困で苦しんでいる子供が沢山います。アフリカでもアジアでも沢山います。

だから、食品ロスを少なくすることによってそういう世界の誰ひとり取り残さないっていう、この開発目標を達成して行くんだという視点を子ども等に伝えて無かったかもしれないので、今のSDGsの考え方を関連付けさせてっていうのは、ただ食品ロスを少なくっていう事じゃなくて、世界の貧困を救うためには我々のそういう小さな一歩が積み重ねが大事なんだよっていう事を子ども等に伝えて行くことが必要なんだと思います。

先程の学習指導要領の前文にも書いてましたが、まさに我々いま社会でこのSDGsを取り組みをしてるんですけども、持続可能な社会の創り手をですね、小学生・中学生・子供達に創り手となるように、まさに我々これから教育していかなければならないんだろうなという風に考えております。非常に大事な考え方を今回お話していただきまして、ありがとうございます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

終わりにしようかと思ったんですけど。

貧困だけでね食品ロスというところまで行くというのは、かなり山を1つ飛び越えた飛躍的な発想だと思うんですね。この食品ロス、イコール貧困っていう風にくる前に、やっぱり飢餓っていう問題が開発目標の中に2番で掲げられております。

ですから、たった一つの開発目標じゃないんですね。これが全部関連付けられていくと、何所に焦点を絞っていくか、そこら辺をですね、やはり今の教育長の答弁でもそれ一本になってしまうじゃないですか。ですからもう少し、広域的な開発目標を理解した中で、子供達に対して貧困問題・飢餓問題、それからその先に付くのが「全ての人に健康と福祉を」という項目も出てくるわけですね。であれば、やはりそれを具体的に、せめて17項目の項目を子供達に教育して、今、知識ばかりでなくて、その知識を生かす技能も開発目標の中から、是非、見い出して行く様な教育体制を取っていただきたいなと思いますけども如何ですか。

先程から何か答弁になると、やるのかやらないのか、ちょっとはっきりしないんですけども、やれとは言いません。けども、やるのか、やる気があるのかないのかだけでもお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

そのSDGsの取り組みはですね、やるとかやらないとかじゃなくて、先程も申し上げましたが今までもずっと取り組んできた事であるんです。人権問題だったり、貧困の問題だったり、エネルギー問題だったり、ですけどもトータルして食品ロスの問題を考える時に議員おっしゃるように貧困の問題もあります。飢餓の問題もあります。もしかしたら男女間のジェンダーの問題もあるかもしれないし、健康の問題もあると思います。

一つの事柄で沢山の開発目標が関わってくるわけです。で、そういう視点が今まで食品ロスだけで終わっていたのを、やっぱり色んなSDGsの考え方があるんだよっていうのを子供等に教えて行くっていうことが、これから必要なんだと思っておりますので、このSDGsの考え方を教育現場の中に取り入れて行くことはやっていきたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

一般質問2点目についてお伺いします。

当町出土の縄文土器の取り扱いについて、町長と教育長にお伺いします。

第44回ユネスコ世界遺産委員会に於いて、世界遺産登録が決定した北海道・北東北の縄文遺跡群であります。当町としては乏しいものの遺物である土器などをチロップ館などで展示しております。

また、7月17日から北海道・北東北の縄文遺跡群の道内構成資産・関連資産を中心とした縄文展示施設を巡るスタンプラリーが実施される全30施設、渡島管内では13施設の中に当町のチロップ館も対象施設とされております。

他町に於いては、当町の土器と同年代のものを工夫を凝らして保管体制を整えて対応している中で、今後、当町としては、これら土器の取り扱い、保管体制、更には、他市町との連携をどの様にされるのかお伺いしたいと思います。

また、この土器を今後どのように活用して行こうとされるのか、教育的目的のみ展示するのか観光面での展示に活用されるのか方向性を伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問に、お答えいたします。

北海道・北東北の縄文遺跡群につきましては、7月27日に世界文化遺産登録が決定され、函館市の大船遺跡をはじめ青森市の三内丸山遺跡など17件の構成資産と2件の関連資産が対象となっております。

当町の館崎遺跡に関しましては、目に見える集落跡として復元・保存されている状態でないため、登録対象にはなっておりませんが、世界文化遺産登録を記念した北海道主催の「北の縄文スタンプラリー」にチロップ館が参加し、連携を図っているところです。

今後の展開としましては、当面はチロップ館を中心とした縄文土器の展示を継続していきますが、将来的には、他の施設での活用に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、教育的・観光的な区分では考えていなく、生涯学習事業として、勾玉づくりや土器づくり体験などを通じて縄文文化に触れて頂く機会をつくるとともに、道南ブロック博物館施設等連絡協議会主催の「道南の縄文時代」をテーマとした巡回展示など、他町と連携を図ってまいります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

教育目的のみ展示するのか観光面での展示に活用するのかの方向性についてですが、教育長の答弁にありますとおり、館崎遺跡等出土品については、チロップ館の展示に加え、既存施設での展示にも活用しておりますが、現時点では教育目的に主眼を置き、観光面での活用は難しいものがあると考えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

教育長のみに再答弁をお願いいたします。

他の施設の活用に向けて検討すると、ここに書いておりますけれども、その他の施設、他の施設はどこがよく分かりませんが、これから色々と町で考えている施設の事を指してしているのかなと思っております。その中で、活用という言葉が使われておりますけれども、この縄文土器をどの様に活用していくのかという事について、まず単純にお聞きしたいなど。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

他の施設っていう事なんですけれども、この今の土器とか縄文の遺跡について、改めて建物を作って町の予算を多額に使って、そういう施設を作るということは今のところ考えていないところであります。

ここの言っている主旨といたしましては、現有の施設を活用して福島町の先史時代から縄文時代から始まった歴史を町の人、あるいは他所から来た人に紹介するという風なことを考えなければならないのだと思っております。

具体的な施設の名称は挙げておりませんが、例えば、トンネル記念館ございまして少しだけ町の歴史を紹介しているコーナーがあるんですけど、あれをもう少し将来的な今すぐじゃなくて、将来的なリニューアルの時に我々のその土器も少し入れさせてもらったり、あるいは他の施設が、今、少子化・高齢化で人口減少しておりまして他の施設が空いてくるっていう可能性もございまして、今しばらくは施設の活用状況、利用状況等の様子を見て行かなければならない時期であろうというふうな判断をしております。繰り返しになりますけど、このためだけに新しい施設をつていうのは今のところは考えていないという風にご答弁します。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

それはこれからの流れによって色々と変化もあるでしょうし、この縄文土器に対して新たに例えば巨額な施設を作る、その今、北海道・北東北の遺跡群が私はどの程度コロナの中で、どの程度知名度を上げて行くかっていうものに対しては興味深々で見てるわけですが、決してそのものに対して、そのかけた事によって生産性が高まるっていうんでは分かるんですけど、私はそういうものにはある程度既存の施設をある程度活用した中で展示というものは、私は主になっていくんじゃないのかなと。なっていけばいいなと、このように思っております。

その中で自分でも回答が出来づらい質問を教育長にぶつけてですね、先程も議員控室で皆に笑われましたけども、自分で回答も出さないで、この質問をするっていうのは本当にいい加減な質問に聞こえるかもしれないんですけど、やはり方向性っていうのは周辺の町が今この縄文縄文って騒いでる中で、やはり館崎遺跡、色々その前の豊浜遺跡ともですね、この館崎遺跡に関しては、前の何て言いましたっけ、土器は札幌の方で見ていただいた方が研究員の方がおっしゃるのには、この道南最大の遺跡群だったんじゃないのかという風に言われてるんですね。

であれば、遺跡は無くても、そこから出てくる土器については一定のやはり価値観というものが、私は、これから色んな研究がなされてくると世界遺産には含まれてる範囲ではないですけども、その世界遺産を作りあげた根底にある地域柄だったのではないのかということこそ夢物語として見えてくるわけですね。そうなった時に、やはり他町と同じ出土されてる土器の違いって何なんだ。

かつてはコクゾウムシでしたか、コクゾウムシが500匹だけ入っている土器が見つかったよと。今までは大抵20匹ぐらいなんだけど500匹も入ってるというのは意図的に入れたんじゃないかみたいな、そういう土器が福島町の土器から出てきたんだよという中で、何かしらこの福島町は福島町で出土された土器については、他町と違う特徴があるんだよというところらへんを、やはり全面に出した中で部落根性を起こすわけじゃないですけど差別化をするっていうか、そういう考えは今後必要になってくるんじゃないのかなと思うんですね。

ただ巡回指導していても、いや、巡回展示して行っても、これもその町と同じじゃないかとか、これもあその町と同じじゃないのか。福島土器のものは何所にでもあるやつなのかという感じになるわけですね。そうすると、最終的には福島土器じゃなくてもいいわけですね。巡回展示するのは。そこら辺を、やはり参加して展示してもらうためには、そういう何て言うんですか特徴ある物を見出して行かなきゃなんないと思うんです。

町内にあっては、地域学習の中で今これから勾玉も作る、縄文土器も作ると言われてますけども、そういう環境ってこれから作るんですか。それとも作りたいと思ってるんですか。そこら辺その2点ちょっとお聞かせください。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

議員おっしゃるとおり世界遺産だったんですけども、まさにそのあそこ大船遺跡、向かいの三内丸山もそうなんですけど、まさに同じような時代に同じような人が、吉岡というか福島町にも住んでたと思うんです。その中でやはり差別化というのはなかなか難しいんではありますけれども、現状ではチロップ館に土器類とかを展示しておりますし、ちょっとしたお宝は吉岡支所に展示してあるんですね。ほかの町に無

い物を4つだけ紹介させていただきますと、先ほど議員おっしゃったようにコクゾウムシの入った壺っていうか容器、もう1つは黒曜石の矢じりがあるんですけど、その時代にその矢じりは長野県から福島にやってきたっていう事が証明されてます。矢じりの材質が。その縄文時代に長野県から福島町にやってきた矢じりが有るんですね。もう1つが三角のくつ型って言いましたか勾玉みたいなこういうイヤリングですね、当時の装飾品があるんですね。それもまた他の物と他の地域では無い貴重なものなんだと思います。

もう1つが、岩偶と言いまして、岩を掘った、向こうの中空土偶ではないんですけども、ちょっと岩を掘ったような形なんですけれども、岩偶というものが有りまして、これも他の町からは注目されている出土品でございます。

それらを吉岡の支所とかに展示はしてるんですけども、なかなか知名度が無いというのは我々のPR不足なんだろうなという風に思っておりまして、そういう福島にもですね、他には無い発掘品っていうか、出土品あるという事をご承知おき頂ければなという風に思っております。そういう差別化と言いますか、それはなかなか同じ時代の中で、たぶん福島の館崎遺跡もあったものと思われまますので、なかなか難しいんですけども特徴的な出土品としては今のような4つの出土品がございます。

後段の縄文体験については、これから計画して、ちょっとコロナでなかなか活動、社会教育活動なかなか出来なかったんですけども、今後、今の世界文化遺産を記念して縄文文化に触れていただく機会を検討していきたいということでございます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

大変勉強になりました。縄文後期から続縄文時代にかけての館崎遺跡っていう位置づけになっておりますけれども、その展示の仕方、またその物によってはかなり貴重なものもあるという事で、やはり、これは巡回展示に出しても決してやっぱり福島町の館崎遺跡ないし、土器というのは見応えがあるのかなと、そのように思っております。

ただ土器に関しては、日本全国どこでも地元の土を使って作られたということで、そこに住んでいた方々の感性で色んな形になって作られたことは大体知られてるところであって、主に女性の方々が作っておったのではないのかっていうところまで今は研究で出されておりますけれども。

その展示をですね、当町はメインとしてはチロップ館にこうやって、チロップ館は2018年10月からリニューアルして学芸員の方が確か入れて展示に工夫してやっておられると思います。

如何せんだけど、その縄文に対する考え方っていうか知識の根底を広げることは、ちょっと町民に対して周知することは残念ながら、ちょっとまだ私は力不足かなってこういう風に思ってるんです。それは、やっぱり関心を持ってもらうっていう教育委員会の取り組み方もそうでしょうし、その展示の仕方がどうだこうだという事には私はなっていない。やはり、常についていうか縄文の土器なり、そういう出土品に対して町民が広く意識を共有して行って、底辺を広げるっていう活動が、今そのチロップ館というものをリニューアルして2018年に展示していた学芸員も呼んだ、その割には、ちょっとよく周知されていないような感じがします。

それは、やっぱり教育関係のものの考え方だと思います。縄文土器はこの程度で良いとか、そういう感覚でいるのか縄文土器の縄文時代のその当町の暮らしぶりなり何なりってのは、どの位置において子供達なり町民に対して発信して行くかっていうものが、私はちょっと力不足でないのかなって思うんです。

ですから、そこらへんを再考願えればなと、このように考えるんですけども、まずそのお考えを聞きたいなと思います。

それからですね、白符の入り口のところにチロップ館っていう看板が特徴ある看板が見えております。派手な。でもですね、決められた規格にそって看板を見慣れた私共としてはですね、どっかの何か違う看板かなって通り過ぎる面もあると思うんですね。きちっとやはりその「縄文時代のものを今ここに展示してます」、「雛人形もこうやって飾ってます」、そういう施設なんですっていう看板はですね、もう少しこう町内外から、町内の方はもう知ってると思うんですよ。でも、町外の方も「縄文土器見るのに、ここがチロップ館か」というようなきちっとした、やはりですね、きちっとしたって言えば今の看板が悪いってわけじゃないですよ。特色ある看板じゃなくて、もう少し「平準化した看板であっていいのかな」、

「もう少し見やすい看板がいいのかな」って私は個人的に思っております。そこら辺を含めて先ほどの答弁をいただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

議員ご指摘のとおりですね、町民の皆様にはPR不足っていうのは否めないのかなと思っております。

ただ、今のその一答目の時に観光目的か教育目的か、いや、そういう区別はしてませんってことでお答えを申し上げたんですけども、なかなか観光目的で沢山その外から呼んでっていう風な部分では厳しいものがあるんだろうなっていうふうに思っております。

そういった意味でホームページでこういう出土品がありますとか、あるいは広報で機会ありましたら年に1回か年に2回か3回、広報誌でこういう宝物がありますってことを町民の皆様にご紹介するとか、そういうPR周知の方法は必要なのかなっていう風に思っております。

そういう取り組みを今後ちょっと検討してまいりたいなと思います。で、看板の件なんですけども来年度に向けて内部で検討してまいりたいと思います。

貴重なご意見頂きまして、ありがとうございます。検討させていただきます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

私この土器の話で結論的に言いたいのは、やはり他町と、先ほども言いましたけども、ちょっと違う物が4点に加えてですね、もうちょっと町民の方々に何せ知ってもらうのが一番だと思うんです。

あと口伝えに広がって行くものだと思います。その展示する施設、活用する物、それからどうしてもこの縄文土器があるから、こういう風な教育をしなければなんないんだと、そういうもんでもないと思います。

また観光面でこれを使うっていうのは、あまりにもパーツが、どの町もあるわけですから、よほどの特徴がないと私はちょっと無理かなと。一般的な観光的な施設として「あっここにも有るんだね」程度の物でいいのかな。その中でもやはりきちっと光る物と言うんですか、そういう物は他の町にはちょっと無いんですけど、うちの町には有りますよと。

この土器が出てきた事によって1万年続いた縄文時代がですね、こういう交流もあったやに感じられますよぐらいのですね、やはりせっかく学芸員の方が居るんですから、そういう広報なり何なりを使ってワンコーナーでも設けて、是非町民に知らせるべきだな、このように思うんです。

それによって、訪れる方が見る目も変わってくると私は思います。なかなか土器をですね、他の町ではガラスケースに入ってる土器をですよ、福島・吉岡は手で触れるわけですから。その感触をですね、やはり持つってことは我々町民は大変幸せな環境にあるわけですから、是非そこらへんも検討して頂ければなと、このように思って質問を終わります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ご指摘をいただきまして本当にありがとうございます。

周知の方については、早い時期に検討してまいりたいと思っております。また、展示の方法についても、世に町民の皆さんに親しみをもってもらえる様な展示の方法について学芸員と工夫してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時02分）

（再開 14時13分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第 15 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

○議長（溝部幸基）

日程第 5 議案第 15 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、議案の 1 ページをお開き願います。

議案第 15 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 13 日提出、福島町長。

内容についてご説明いたしますので、資料の No.2 説明資料の 1 ページをお開き願います。

議案第 15 号関係でございます。

1 の制定の経過について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、町において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対して、過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するとともに、地域企業の持続性を高めるため、固定資産税の課税免除に関する条例を制定しようとするものであります。

なお、条例に基づいて課税免除を行った場合は、減収分の 75 パーセントが普通交付税で補填されることとなりますが、町による産業振興施策に資する措置とするため、適用にあたっては市町村過疎計画に産業振興施策促進事項を記載する必要があります。

2 の制定する条例（案）の内容について。

新たに制定する条例では、旧制度では製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業を対象業種としていたものに、新制度では情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等の情報サービス業等が追加されるとともに、取得価格要件も旧制度では 2,700 万円超としていたものを、新制度では資本金の規模に応じて 500 万円以上までと引き下げられております。

また、対象となる設備投資は旧制度では新設及び増設のみとしていたものを、新制度では取得又は製作もしくは建設（建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）と拡充されております。

なお、資本金の額が 5 千万円を超える法人については旧制度と同様に新設、増設のみが対象となるものでございます。

次の（1）から（7）については、条例の構成となっております、（1）第 1 条は、条例制定の趣旨について。

（2）第 2 条は、対象業種及び対象設備、課税免除の期間について。

（3）第 3 条は、課税免除の対象及び指定申請について。

（4）第 4 条は、課税免除の申請について。

（5）第 5 条は、地位の承継について。

（6）第 6 条は、指定及び課税免除の取消しについて。

(7) 第7条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて、それぞれ規定しております。

3の施行期日について。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用いたします。

次のページ。

4の施行規則(案)についてですが、2ページから3ページに掲載しておりますので、ご審議の参考といただければと思います。

なお、議案の1ページから2ページに条例の全文を掲載しております。

以上で、議案第15号の提案内容についての説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第15号は可決いたしました。

◎議案第16号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長(溝部幸基)

日程第6 議案第16号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長(小鹿一彦)

それでは、議案の3ページをお開き願います。

議案第16号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和3年9月13日提出、福島町長。

説明につきましては、No.2 説明資料でご説明いたしますので、説明資料の4ページをお願いします。

1、提案の理由について。

令和3年5月19日に公布されたデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が同年9月1日から施行されることに伴い、関係する条例の改正を行うものであります。

2、改正の内容について。

関係する3条例の一部を改正します。

(1) 福島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。これは第1条関係となります。

整備法の制定により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条に第4号が追加されたことに伴い、引用条項に移動が生じることから規定の一部を改正します。

(2) 福島町個人情報保護条例の一部改正、第2条関係となります。

設置法及び整備法の制定による番号利用法の一部改正に伴い、特定個人情報の提供を管理する情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたため、特定個人情報の提供先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めることと、番号利用法第19条に第4号が追加されたことに伴い、引用条項に移動が生じることから規定の一部を改正いたします。

(3) 福島町手数料徴収条例の一部改正でございます。こちらは第3条関係となります。

地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行することが明確化されたことから、個人番号カードの再発行手数料の規程を削除いたします。

3、施行期日について。

公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用いたします。

なお、議案の3ページから4ページに条例の改正部分を掲載しております。

以上で、議案第16号の提案内容について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 14時24分)

(再開 14時24分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

説明資料の中で、第19条というところを9条と読み間違えましたので、第19条に2箇所訂正お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第16号は可決いたしました。

◎議案第17号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第17号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の5ページをお開きください。

議案第17号 福島町地元企業雇用等促進条例の一部改正について。

福島町地元企業雇用等促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月13日提出、福島町長。

条例改正の中身につきましては、議案説明資料でご説明いたしますので、別冊議案説明資料の5ページをお開きください。

議案第17号関係、福島町地元企業雇用等促進条例の一部改正についてでございます。

1、改正の理由について。

当町では、「福島町地元企業雇用等促進条例」を制定し、町内事業者の事業継続を図るため、福島商業高等学校の新卒業生を雇用する事業者及び外国人技能実習生を受け入れる事業者を支援することにより、雇用機会の拡大及び雇用環境の充実並びに地域経済の活性化に取り組んでおります。

当該条例のうち、「外国人技能実習生受入助成金」の制度設計においては、事業者の活用状況・意向などをヒアリングし、同一の実習生につき助成期間は3年間としたところでありますが、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」においては、優良な実習実施者に限定して「4年から5年目の技能実習の実施」が可能となるよう、制度の拡充がなされているところであります。

この度事業者への状況把握を行ったところ、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、技能実習生の出入国が困難な状況となる影響等を踏まえて、5年まで受け入れが可能な実習実施者として届出し認定を受けている状況にあることから、今後は、同一の実習生につき最大5年の受入が見込まれるところでございます。

このようなことから、「外国人技能実習生受入助成金」の助成期間について改正し、引き続き町内事業者の事業継続及び地域経済の活性化に取り組むものであります。

2、改正の内容について。

助成の内容（第3条関係）でございますけれども、外国人技能実習生受入助成金の助成期間について、同一の実習生につき「助成期間3年間」を「助成期間5年間」に改正するものでございます。

3、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

議案の5ページには、改正前・改正後の条例を添付してございますので、よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

この条例は、結局コロナのために帰れない人の為の条例の改正なんですか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

この条例につきましては、外国人技能実習生を受け入れてる事業者に対する支援ということで、これまでもやってまいりました。それで、たまたま今回そのコロナの感染状況があつて、3年としてるところを事業者の方によっては新しい方を受け入れたいという様な事もありますし、3年で終わった方、帰りたいという方もいらっしゃるみたいですが、そういう出入国がままならないというような事もあつて、引き続き4年目5年目という様な形で残られる方がいるということなものですから、事業者支援という主の目的をこのまま継続して、外国人技能実習生を受け入れてる事業者に対しての支援ということでございます。それには変わりございません。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時31分）

（再開 14時31分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

すみません。答弁の内容がちょっと詳しくなかったです。

5年目の方、今度対象になる方もいらっしゃいます。コロナに関わらず、5年目で継続して雇用されるという方が今いらっしゃいますので、そういった部分についても対応して行きたいと。この条例を改正することによって対応できるということになります。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

ということは現在いる人が対象の条例だということですね。それじゃあ今後コロナが収束して新しい人が来るんだと、その人達の改正した5年、そして助成もやりますということなんですか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今回の条例を改正することによって、例えば新しい方1年目の方がいらっしゃって、最終的に5年実習するということになればですね、その方は5年の対象ということになります。

1年あたり15万円の助成金を交付すると、5年間にわたって交付するということになります。

○議長（溝部幸基）

1 番花田勇議員。

○1 番（花田勇）

この文章を読むとですね、国は優良な実習実施者に限定して4年ないし5年を認めるんだということです。新規に入ってくる人は果たして優良なのか誰が査定するのかと、それから現在居る人だって誰が査定して優良だということをやるのかということですよ。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今ここで説明したところの優良な実習実施者でございますので、受け入れる先ですね。

受け入れる先の事業者さん例えば今、水産加工業者さんで2件受入れてますけども、そこが優秀な実施者、受入れ先が優秀だということです。来る人も優秀だと思いますけれども、受け入れ先がきちっとした事業所でございますということが、国の方から届出をして、認定というか認められてるということでございます。

○議長（溝部幸基）

1 番花田勇議員。

○1 番（花田勇）

期限はそれでいいでしょうけれども、あとは意見交換でやります。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

1 番花田勇議員。

○1 番（花田勇）

私はですね、期間はそうだとすると、いわゆる補助金が果たして5年も実施するということは、どういう事なんだろうということですよ。

少なくとも、他町の方にも色々入ってる事業者があります。その辺の町の、後の町の対応がどうか分かってるんですか。どの程度の補助をしているのかということですよ。その辺はどうなんだろうかね。福島だけが、そういう風な補助制度を作ってるんですか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

これに関してはですね、がんばる地元企業等応援条例を制定する時に施設投資だけでなく、雇用の機会の拡大ということで、福島商業高校生を採用した事業者への支援、それと外国人技能実習生の支援ということで、その時に制度設計をする際に事業者さんの方から今の状況などをヒアリングして現況を捉えたなかで、町として外国人技能実習生の支援が必要だという判断の中で条例を制定させていただきました。

その時には、技能実習期間が3年というような形で法律上もなってございましたので、最大3年間という様な事でやらせていただきましたので、この際には他町がどのような形でこういう支援をされてるというところにつきましては、この制度設計する際には特段、比較というようなことではなくて、町の実情を踏まえて設定をさせていただいたということになりますので、他町の方の状況がどうかということにつきましては、特段把握はしてございません。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

この制度につきましては、私、街歩きしてる時にですね、加工屋さんの話を色々聞いた中で、福島の加

工屋さん自体が少し変則的な業態でありますので、イカを中心としますので大体イカが獲れる頃から12月いっぱいということで、だから、冬季間ほとんど作業って無いんですよね。地元の雇用者であれば。ただ、外国人にとっては1年間雇用が原則でありますので、そういった中で1月から3月のある程度を応援をしようという事で整備をさせていただきました。

それで、他町の例ですけど課長が回答したとおり、状況等は調査をしてございませんですけど最近の議会の流れをちょっと見させていただけると、やはり森町などはですね、結構やっぱり外国人がうちと比べものにならないほど雇入れています。

やはり、人材確保また事業を継続する観点から、そういったところの外国に就労者を求めるのが多くなってる中で、議会の議論の中でもそういう企業に支援をすべきだという意見もあったように私は聞いてございます。また、色んな所でそういった外国人を確保するには、やはり相当その企業の負担が、当然、宿舍の整備だとか色んな形がありますので、色んな形でそういったところの検討をしているなり、制度を抱えてるところはあるんだと思ってます。

ただ詳細については、しっかり調査してございませんで、そこだけご理解いただきたいなと思ってます。

○議長（溝部幸基）

1 番花田勇議員。

○1 番（花田勇）

町長だとか課長の考え方は分かりましたけども、少なくとも財政規律を言われている中ですから、私は3年でいいんじゃないのかと思って質問させていただきました。

財政が大丈夫なのであればいいですけども、どうも不安がありますので、一つその辺よく気にしながらやってもらいたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

財政については明日から開催されます決算委員会の中で、ある程度整理をさせていただきたいと思います。また、冒頭の挨拶の中でも少しお話をさせていただきましたけども、ここ1、2年については決算の状況も順調に推移してございますし、財調についても、ある程度がんばるを使わせていただいた時は少し減らしておりますけども、4億5千万円ほど使わせていただきましたんで、ただ今は若干ちょっと反対に増えているような状況がございますんで、その辺についてはしっかり対応して行きたいと思います。

それで何故3年が5年かと言いますと、国の方が今まで3年限度に整理していたものを少し緩めて5年にしているということで、国のある程度基準に沿った形で我々も対応した方がいいんじゃないのかなという思いがありましたので、今回ちょっと改正をさせていただいたとこです。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

今の話を聞いてまして、今の技能実習制度はですね、コロナの影響で企業が技能実習生を特定技能者というルールをちょっとこう凄く優秀な人ですよっていう形にして、全国的には日本に留まっていたいような形です。

今回の場合は確認になりますけれども、あくまでも技能実習生っていう制度が3年から5年に拡充されたってことに対して支援をすると。そういう形でもいいのかどうか。

例えば、この後もしかしたら例外も出てくるかもしれませんよね。技能実習で5年居ただけでも特定技能だとまた5年プラスになるっていうパターンもあるんですね。最長で10年って人も全国の何処かには居るかもしれません。だから、そういうその支援としてあくまでもヒアリングした段階では技能実習生という形で捉えていいですね。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

考え方は今おっしゃったとおりで、よろしいでございます。それで、例えばイレギュラー的なものでまた何かあれば、たぶんその支援が必要だっというようなことであれば、それはまた別個の、条例とは別に考えて行かなきゃならないのかなと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第17号は可決いたしました。

◎議案第18号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第18号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の7ページをお開きください。

議案第18号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条例の一部改正について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月13日提出、福島町長。

制定する条例の内容につきましては、議案説明資料でご説明いたしますので、別冊2議案説明資料の6ページをお開きください。

議案第18号関係、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例及び福島町企業誘致条例の一部を改正について。

1、改正の理由について。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行により、所要の規定の改正を行うものであります。

2、改正の内容について。

(1) 福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正でございます。

アとして、条例名称を「福島町過疎地域持続的発展特別事業基金条例」に改めるものでございます。

イとして、条例の第1条中及び第6条中「自立促進」を「持続的発展」に改めるものでございます。

(2) 福島町企業誘致条例の一部改正について。

第2条第4号中「情報通信技術利用事業」を「情報サービス業等」に、「過疎地域自立促進特別措置法第30条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条」に改めるものでございます。

3、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

議案の7ページにつきましては、第1条で福島町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について。下段には、第2条として福島町企業誘致条例の一部改正について。新旧対照表を掲載してございますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第18号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第18号は可決いたしました。

◎議案第19号 第5次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第19号 第5次福島町総合計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の9ページをお開きください。

議案第19号 第5次福島町総合計画の変更について。

第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年9月13日提出、福島町長。

議案の10ページから23ページにつきましては、今回変更となる後期実施計画に係る変更前・変更後の対照表となっております。

それとお手元に別冊3あるかと思いますが、こちらにつきましては変更後の後期実施計画となっております。

変更の内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊2の議案説明資料の7ページをお開きください。

議案第19号関係、第5次福島町総合計画の変更について。

1、変更の目的について。

令和3年度福島町議会定例会6月会議において議決された本計画について、令和3年度のローリング作業等に伴い変更が生じたため、第5次福島町総合計画における後期実施計画の一部を変更するものでございます。

2、後期実施計画の変更について。

後期実施計画については、事業件数が159件、事業費総額が56億9,470万円となっているものに、新規事業が5件、事業費が3,050万円を増額、変更の生じた29事業に係る事業費を4億7,840万円増額し、総事業費を62億360万円に変更するものでございます。

財源の内訳としましては、国・道支出金が2億320万円の増額、地方債は3億1,650万円の増額、その他財源が1,490万円の増額、一般財源が2,570万円の減額となります。

(1) 総事業費等の変更につきましては、ただいま説明をしたものを表にしたものでありますので、ご確認ください。

次のページをお願いいたします。

(2) 変更区分の概要について。

こちらの表につきましては、変更理由毎に整理した内容となっておりますので、ご確認くださいと思います。

続いて次のページの(3)施策体系別の変更について。

こちらにつきましても、基本方向の項目別における変更内容に整理したものととなっておりますので、ご確認くださいと思います。

次のページをお願いいたします。

(4) 事業費等に変更が生じた事業について。

上段の事業名が、キタムラサキウニの深淺移植事業。次の段の事業名が、種苗生産事業でございますけれども、こちらにつきましては、種苗生産施設新たに整備する種苗生産施設の整備に伴い事業の追加したものでございます。

キタムラサキウニの移植事業につきましては、令和5年度に事業費が250万円の増額。

種苗生産事業につきましても、同じく令和5年度に事業費が300万円増額するものでございます。

下段の、事業名が水産物供給基盤機能保全事業でございます。

変更の内容につきましては、こちらは北海道が事業主体となっております。

北海道漁港機能保全事業計画に基づき事業を追加するものでございます。令和4年、令和5年度に記載の事業を追加するものでございます。これに伴いまして、令和4年度の事業費が3,130万円の増額、令和5年度の事業費が620万円の増額となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の、事業名が種苗生産施設等整備事業でございます。

変更の内容につきましては、基本設計に基づく概算建設工事費を追加するものでございます。令和5年度に事業費を1億5千万円の増とするものでございます。

続いて次の段、事業名が吉岡漁村環境改善総合センター解体事業でございます。

変更の内容につきましては、それぞれ令和4年度に解体実施設計、令和5年度に解体工事を、こちらは展望計画に移行するものでございます。これによって令和4年度事業費が250万円の減、令和5年度事業費が4,500万円の減となるものでございます。

一番下段、事業名が地域経済緊急支援事業。

こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございます。

変更の内容につきましては、事業繰越によりまして令和3年度に事業を繰越した内容となっております。次のページお願いいたします。

上段の、事業名が地域おこし協力隊事業でございます。

変更の内容につきましては、観光分野で1名を新規採用ということで、令和3年度から令和5年度に事業費を追加したものでございます。令和3年度事業費が210万円の増額、令和4年度事業費が360万円増額、令和5年度事業費が360万円増額ということになります。トータルで930万円の事業費が増となるものでございます。こちらにつきましては、9月1日付けで当町出身の札幌からのUターン者を採用している状況でございます。

次の段の、事業名が福島町元気プロジェクトでございます。

変更の内容につきましては、令和2年度から令和3年度の事業の繰越しによるものでございまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございます。

下段の、事業名が福島町チャレンジスピリット応援事業でございます。

変更の内容につきましては、事業実績による事業（助成）見込件数の見直ししたものでございます。1年度あたり300万円の3名ということで、毎年3件の支援の見込みということになります。令和3年度の事業費が100万円の減、令和4年度事業費が1,800万円の減、令和5年度事業費が1,800万円の減で、トータルで3,700万円事業費減となるものでございます。

次のページお願いいたします。

事業名が新緑公園整備事業。

変更の内容につきましては、団体等からの要望に伴う事業内容の変更でございまして、令和3年度に野球グラウンド整備、広場整備を追加するものでございます。令和3年度事業費が1,250万円増となるものでございます。

次の段、事業名が塩釜地区配水管移設事業でございます。

変更の内容は、北海道が実施する工事の実施年度が変更となったことにより事業内容・実施時期の変更をしたものでございます。令和4年度、令和5年度にそれぞれ記載の事業を追加するものでございます。

これによって令和4年度の事業費が1,530万円の増、令和5年度事業費が1,330万円の増、トータルで2,860万円事業費が増となるものでございます。

下段、事業名が老朽配水管更新事業でございます。

変更の内容につきましては、事業の追加及び事業費精査により事業費が変更なったものでございます。令和3年度に吉岡1号線配水管を追加してございます。これによって、令和3年度の事業費が600万円の増となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段、事業名が浄水場施設設備更新事業でございます。

変更の内容につきましては、事業内容の精査により実施設計を追加したものでございます。令和3年度に実施設計、それぞれ令和4年度に実施設計を追加してございます。これによって、令和3年度の事業費が70万円増、令和4年度事業費が40万円の増となるものでございます。トータルで110万円の増でございます。

下段、事業名が町道整備事業でございます。

変更の内容につきましては、町内会等の要望等を踏まえ事業内容を精査したものでございます。令和3年度に記載の事業を追加してます。令和4年、令和5年度にも記載の事業を追加するものでございます。これによって、令和3年度の事業費が130万円の増、令和4年度事業費が1,050万円の増、令和5年度事業費が3,200万円の増となるものでございます。

続いて、次のページお願いいたします。

事業名が各町道舗装補修事業でございます。

変更の内容につきましては、事業実施箇所を変更したものでございます。令和5年度に豊浜1号線を実施するものでございます。これによって令和5年度事業費が520万円の減となるものでございます。

中段の、事業名が町道局部改良事業でございます。

変更の内容につきましては、事業を追加したものでございます。令和3年度に吉岡地区の流雪溝投雪口取替を追加してございます。これによって令和3年度事業費が1,700万円の増となるものでございます。

下段の、事業名が橋梁長寿命化事業。

変更の内容につきましては、事業費の精査により変更となったものでございます。令和4年度事業費が750万円の減となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段、事業名がテレビ放送共同受信施設整備費補助事業でございます。

変更の内容につきましては、設備改修予定時期の見直しにより補助団体を追加したものでございます。令和5年度に日向地区の設備改修を予定してございます。これに伴って令和5年度事業費が420万円の増となるものでございます。

中段、事業名が高度無線環境整備推進事業でございます。

変更の内容につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、事業の繰越しにより令和3年度に事業費を繰越したものでございます。

下段、事業名が定住促進住宅等奨励事業でございます。

変更の内容につきましては、今年度交付対象者の見込みの増によるものでございまして、令和3年度事業費を300万円増とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段、事業名が町営住宅共有部照明LED化事業でございます。

変更の内容につきましては、事業箇所及び事業年度の変更でございまして、令和3年度から令和5年度、三岳団地の事業を前倒しし、展望にあった美山団地も前倒しして実施するという内容でございます。それぞれ、令和3年度事業費が1,020万円の増、令和4年度事業費が50万円の減、令和5年度事業費が220万円の減、トータルで750万円の増となるものでございます。

中段、事業名が妊婦さん支援給付金事業でございます。

変更の内容につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございまして、今年度も事業継続による追加となつてございます。令和3年度事業費を200万円増とするものでございます。

下段、事業名が認定こども園福島保育所改修事業でございます。

変更の内容につきましては、令和4年度に改修設計現地調査を含むものでございますけれども、こちらを登載してございます。これによって、令和4年度事業費を350万円増となりまして、令和5年度に載せていた事業費が680万円の減となるものでございます。トータルで330万円の減でございます。

続いて次のページ。

上段、事業名が普通河川河道整備事業でございます。

変更の内容につきましては、事業内容及び事業費を精査したものでございます。事業実施箇所には変更はございませんけれども、令和4年度の事業費が80万円の減、令和5年度の事業費が60万円の減、トータルで140万円の減となるものでございます。

中段、事業名が全国中学校相撲大会開催事業でございます。

変更の内容につきましては、実行委員会に対する助成金の追加したものでございます。令和3年度事業費が40万円の増となるものでございます。

下段、事業名が学校教育活動継続支援事業。

変更の内容につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付事業でございます。こちらも年度の繰越しによる変更となつてございます。

次のページをお願いいたします。

上段、事業名がGIGAスクールサポーター配置支援事業でございます。

変更の内容につきましては、国庫補助見込みによる財源内訳を変更したものでございます。国・道支出金が390万円の増、これによって一般財源は390万円減とするものでございます。トータルの事業

費に変更はございません。

中段、事業名が青少年交流センター整備事業でございます。

変更の内容につきましては、建設事業費を追加したものでございまして、令和4年度の事業費を2億5千万円増としたものでございます。

続いて一番下段、事業名が町勢要覧作成事業でございます。

変更の内容につきましては、事業実施時期を見直したものでございまして、新型コロナウイルス感染症対応により資料等の収集が困難になったことから、昨年度に続き事業の実施年度を見直したものでございます。令和4年度に移行しまして、令和3年度の事業費を360万円の減と令和4年度に360万円増するものでございます。

続いて次のページお願いいたします。

事業名が町内会館等整備事業でございます。

変更の内容につきましては、令和3年度に記載の事業内容を追加してございます。これによって、令和3年度の事業費が630万円の増となるものでございます。

続いて次のページ。

(5) 新規に登載となった事業について。

新規に登載となった5事業につきましては、この後、個別事業の内容について政策等調書・総合計画事業進行管理表により担当課長からご説明をいたします。

総合計画の変更につきましては、7月12日及び9月1日開催の第2回・第3回福島町総合計画審議会において、ただいま説明した変更の内容及び新規事業について了承を得ておりますので、申し添えます。

以上で第5次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 15時03分)

(再開 15時04分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

すみません。説明資料の17ページの上段をお願いいたします。

町営住宅共有部照明LED化事業、総事業費トータルを750万円減と発言しましたがけれども、750万円の増となるものでございますので、訂正方よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。

○議長（溝部幸基）

補足説明を求めます。

政策等調書・総合計画事業進行管理表について説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、産業課所管の事業内容について政策等調書で説明いたします。

説明資料の24ページをお願いします。

事業計画名、吉岡漁港岸壁改良整備事業でございます。現状の認識は、水産物の生産・流通拠点として、野天及び天端高により陸揚げ・選別作業時に過酷な労働環境下での作業が強いられているため、就労環境の改善及び向上が必要となっております。

政策等の発生源につきましては、意図としまして、整備することにより就労環境改善とともに品質保持

による魚価向上が期待できるとしております。事業主体は北海道となります。事業計画は岸壁改良整備事業で令和4年度に実施設計及び地質調査、令和5年度に天蓋施設整備及び低天端岸壁整備、令和6年度に天蓋施設整備となっております。

財源につきましては、令和4年度で160万円、令和5年度で800万円、展望計画の令和6年度で2,240万円となっており、財源は全て地方債となっております。

産業課所管の事業につきましては、以上でございます。

○議長（溝部幸基）

次に、工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

それでは、福島消防関係ですので私から説明いたします。

26ページになります。

事業計画名、消防救急デジタル無線管理監視制御卓更新事業でございます。

現状の認識は、既存の消防救急デジタル無線管理監視制御卓が、メーカー推奨期間を過ぎ更新する必要がある。

政策等の発生源でございますが、対象は、消防救急デジタル無線管理監視制御卓でございます。意図は、適正な維持、管理のために更新を行う形です。

事業計画は、令和5年度に消防救急デジタル無線管理監視制御卓を更新する形で、平成26年度に整備してございますので9年目の更新という形でございます。令和5年度に400万円、財源は一般財源を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、町民課所管の事業内容について、説明資料の28ページでご説明いたします。

事業計画名は、児童公園遊具更新事業でございます。

現状の認識は、児童公園内遊具の老朽化が進んでおり、利用者の安全確保と利便性の向上を図る必要があります。

政策等の発生源につきましては、対象を、老朽化した館崎地区児童公園内の遊具としております。意図につきましては、安全確保と利便性の向上としております。

事業計画につきましては、老朽化した公園内の遊具を更新するもので、令和3年度にブランコ、滑り台の更新、安全柵の設置で事業費は460万円となっております。財源につきましては、一般財源となっております。

町民課所管の事業については、以上でございます。

○議長（溝部幸基）

次に、石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

引き続き、教育委員会所管の事業について、ご説明いたします。

30ページをお開き願います。

事業計画名、福島小学校南校舎改築事業。

現状の認識は、小学校南校舎については建設から43年、年数が経過しているため、経年劣化による不具合が生じております。

政策等の発生源で、対象は、町立福島小学校南校舎。意図は、安定した学校教育活動のため、快適で安全な環境を整備します。

事業計画は、令和5年度に基本設計、令和6年度以降の展望計画では実施設計、令和7年度に新校舎建築で場所は職員駐車場側を予定しております。そして、令和8年度に旧校舎、渡り廊下除却で計画しております。計画額は令和5年度650万円で、財源内訳は、地方債、過疎対策事業債を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

次に、住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

32ページでございます。

事業計画名、第6次福島町総合計画策定事業でございます。

現状の認識でございますけれども、第5次福島町総合計画につきましては令和5年度で終了となります。令和5年度中に次期総合計画を策定する必要があります。

政策等の発生源でございますけれども、対象については、第6次福島町総合計画を策定するということでございます。意図は、令和6年度からの計画事業実施に向け、令和4年度から策定業務を開始するものでございます。

事業計画でございますけれども、令和4年度に策定業務を開始いたしまして、令和5年度に12月会議での議決を目標に業務を事業を進めてまいりたいと考えてございます。計画額でございますけれども、令和4年度に330万円、令和5年度に250万円の事業を計画してるところでございます。

以上でございます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

9番平野副議長。

○9番（平野隆雄）

2の11ページ、吉岡漁村環境改善総合センター解体事業の見直しという変更なんですけれども、これは当時、ある程度鮮明に覚えてるんですが、かなり危険な建物ということでありましたけれども、その後この建物どういうふうになってますか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

今の吉岡の漁村環境改善総合センターの現状でありますけど、ご承知のとおり、館崎遺跡が1階2階3階にほぼ置いてある状況。それと、一部は株式会社ヤマザキさんの昆布を置いてある状況になってございます。

○議長（溝部幸基）

9番平野副議長。

○9番（平野隆雄）

危険な建物でないですかとお伺いしたんですけれども、どうですか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

これはもう既に耐震診断・耐震調査をやっております、耐震無しという状況にはなっておりますけど、今の現状では館崎遺跡も入っております状況から、今このような状況で先送りさせていただいております。危険な状況だという部分は認識してございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか、質疑ございませんか。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

21ページの新規に登載の吉岡漁港の件なんですけれども、簡単に、この天蓋施設を整備する場所ですね、どちらの漁港の具体的にどの辺になるのか。それから、低天端岸壁は天端高にするって事なんですけれども、それはどの辺なのか。新港の方なのか旧港の方なのか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

1点目の場所につきましては、荷捌き所の前。漁港の荷捌き所の前。

それと、低天端のところにつきましては、去年もやっております場所ありますけど、旧港の方のやってくる場所の松前側の方。

すみません、失礼しました。荷捌き所の前ということになります。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第19号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第19号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 15時15分）

（再開 15時27分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第20号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第20号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の25ページをお開きください。

議案第20号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

福島町過疎地域持続的発展市町村計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措

置法第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月13日提出、福島町長。

皆様のお手元にある別冊4につきましては、今回策定する福島町過疎地域持続的発展市町村計画でございます。内容につきましては、議案説明資料でご説明いたしますので、別冊2議案説明資料の34ページをお開きください。

議案第20号関係、福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

1、市町村計画策定の趣旨。

全国の過疎地域においては、これまで4次にわたる過疎法に基づき過疎対策を実施し、「産業の振興」、「交通・生活環境・福祉等の施設整備」、「情報通信環境の確保」、「地域医療の確保」、「教育機会の確保」など、過疎地域の振興に寄与してきたところであります。しかしながら、過疎地域においては依然として、人口減少や少子高齢化の進行が著しく、経済指標や道路等の公共施設の整備水準などについては、未だに都市との格差があるほか、まだまだ多くの課題を抱えている現状にあります。

今般、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日に期限を迎えたことから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が4月1日に施行されました。

新過疎法に基づく支援措置を活用する場合には、議会の議決を経て「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定する必要があります。

過疎計画については、新過疎法において策定が義務付けられているものではありませんが、当町としては、新過疎法の適用を受け、引き続き過疎対策を講じる必要があることから、本計画を策定するものであります。

2、前計画（平成28年度から令和2年度）の取組み状況でございます。

過疎対策事業実績で、過疎対策事業費がトータル5億9,996万4千円。そのうち過疎対策事業債が1億7,690万円でございます。こちらにつきましては、一般会計、水道事業会計、浄化槽整備特別会計の総額でございます。

次のページ、35ページに主な実施事業ということでハード事業、ソフト事業、それぞれ記載してございます。

3、過疎計画の概要でございます。

今回策定する計画につきましては、第5次福島町総合計画及び関連する個別計画がベースとなって策定しております。また、事業計画についても後期実施計画・展望計画より登載しているものであります。

計画全体の構成・記載事項については、国の示した「過疎地域持続的発展市町村計画作成例」に基づいております。

（1）地域の持続的発展の基本方針。（11ページ）でございますけれども、これは別冊4の記載箇所を示しているものでございます。これ以降、同じでございます。

市町村における地域の持続的発展の基本方針を定めるにあたっては、北海道が作成する「過疎地域持続的発展方針」に基づき、市町村における過疎の状況を踏まえつつ、これまでの過疎法に基づく過疎対策の成果と現在の課題等について検討したうえで、適切な方向付けを行うこととされています。

また、法の持続的発展の趣旨を踏まえ、過疎地域における「持続的な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」について、地域の将来像とそのための基本的な施策について定めるものでございます。

当町においては、過疎化の進展による影響で、まだまだ取り組みを強化しなければならない課題を抱えている状況にあることから、これまで取り組んできた過疎対策を継続するとともに、「第5次福島町総合計画」及び「第2期福島町総合戦略」などとの整合性を図りながら、「産業の再生による雇用の創出」、「次世代を担うリーダー等の育成」、「若者等の定住対策」、「子育て支援の充実」をはじめ、「地域資源を活用した地域間交流の推進による人の流れの創出」、「関係人口の創出を加速」させ、人口減少にあっても活力のある持続可能な地域社会の形成を目指すことを基本方針としております。

（2）地域の持続的発展のための基本目標。

新過疎法においては、過疎対策の実効性を高めるため、過疎計画の記載事項として「目標」及び「達成

状況の評価」が追加されました。

ただいまご説明いたしました（１）の基本方針に基づき、下記（４）の計画期間内に達成すべき計画全体に関わる基本目標を定めております。

基本目標の設定につきましては市町村に委ねられておりますけれども、国における目標設定の考え方は「過疎地域の要件が人口減少率を基本としていることから、人口、特に施策効果の発現が期待できる社会増減は必須ではないか。」としていることから、「人口」に関する目標を２つ定めるとともに、定住に向けた町民意識の変化や、分野別の施策について町民の満足度について設定したものでございます。

基本目標の１として、令和８年３月末現在の住民基本台帳人口、目標値として３，１００人台の維持を目指すものでございます。基準として令和３年３月末現在で３，７９７人の人口でございます。

続いて、基本目標２、令和３年４月から令和８年３月までの社会増減数、目標値として３００人の減、年平均６０人の減としたものでございます。基準値として平成２７年から令和元年度で３３８人の減となっているものでございます。

基本目標３、「これからも福島町に住み続けたい」と考える人の割合を維持する、目標値として４０パーセント台の維持でございます。基準として令和元年度に実施したアンケート調査で４２パーセントとなっているものでございます。

今朝ほどの諸般の報告にもございましたけれども、自然増減も人口目標に加えたかどうかというような意見がございましたけれども、基本目標の１として自然増減、社会増減それらを含めた全体の目標を定めさせていただきましたので、ご理解いただければと思います。

続いて３７ページ。

（３）計画の達成状況の評価に関する事項でございます。

計画の達成状況の評価については、福島町総合計画審議会において、毎年度検証し適切な進捗管理を行うこととしてございます。

（４）計画期間でございます。

令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とするものでございます。

（５）各分野別の現況と問題点、対策、事業計画。

当町における、各分野別の現況と問題点を記載するとともに、それらを踏まえた具体的な解決策を定めております。

事業計画については、対策に基づく事業計画の概要として、計画期間内に実施すべき事業名、事業内容等について「第５次福島町総合計画後期実施計画」から記載してございます。

①移住・定住、地域間交流の促進、人材育成から、⑫のその他地域の持続的発展に関し必要な事項、１２の分野においてそれぞれ記載してあるものでございます。

４、北海道との協議について。

過疎計画を策定するにあたっては、あらかじめ北海道と協議しなければならないとされております。

協議については、８月２６日付けで北海道から同意を得ているところであります。

以上、福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第20号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第20号は可決いたしました。

◎議案第21号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第21号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の27ページをお開き願います。

議案第21号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度福島町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,571万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,836万2千円とする。

第2条で、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月13日提出、福島町長。

まず、第2表地方債補正についてご説明いたしますので、そのまま32ページをお開き願います。

第2表地方債補正の変更でございます。

起債の目的は臨時財政対策債で、補正前限度額1億776万円を補正後限度額9,171万4千円と変更するものでございます。起債の方法、利率は、補正前、補正後とも変更はございません。引き続き、起債の内容についてご説明いたしますのでNo.2議案説明資料の38ページをお願いいたします。

まず起債の目的は、臨時財政対策債で1,604万6千円の減額は発行可能算定額確定による減額で、交付税算入率は100パーセント、算入方法は元利償還金となっております。

次に、まず歳出からご説明いたしますので、43ページをお開き願います。

議案第5号の事務事業別説明資料でございます。

説明につきましては、補正額20万円以上のものについて、ご説明いたしますので予めご了承願います。

まず、2款総務費、1項2目文書広報費の町勢要覧作成事業費で370万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業中止による減額となっております。

次に、6目企画費のテレビ放送共同受信施設整備事業費1,900万円の追加は、テレビ放送共同受信組合の大規模施設改修に要する費用の一部を助成するための追加で、吉岡地区テレビ共同受信施設組合210世帯に係る補助金となっております。

次に、高度無線環境整備推進事業費で90万円の追加は、町内全域の光回線整備に合わせ、新たに開設する方に対し費用の一部を助成するもので、1件あたり1万円の補助金を支給するものであります。

次のページをお開き願います。

次に、15目電子自治体推進費のインターネット事業費で40万円の追加は、役場庁舎内のWi-Fi

i 環境の整備に係る通信費等の追加で、議会タブレット導入に合わせ庁舎内で利用できる環境を整備するものであります。

次に、17目ふるさと暮らし応援事業費の定住促進住宅等奨励事業費で300万円の追加は、新築住宅に係る助成見込みの増による助成金の追加で、助成済2件、見込が7件となっております。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、事務事業予算名も同様に34万7千円の追加は、戸籍法の一部改正に伴う戸籍副本データ送信等に係るシステム改修で、委託料の追加となっております。

次に、7項財政基金費、1目財政調整基金費で5,501万円の追加は、積立金で前年度繰越に係る地方財政法第7条の規定によります2分の1以上の積立ということで5,500万円の積立と、その他基金運用利子の積立が1万円となっております。

次のページをご覧ください。

9目ふるさと定住促進住宅基金費で3千万円の追加は、現在進めております定住促進住宅整備事業を推進するための基金積立となっております。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の障害者福祉事業費で390万9千円の追加でございます。内容といたしましては、障害者介護給付費等負担金の前年度精算に係る国及び道への返還金の追加となっております。

次に、戦没者追悼式事業費で30万4千円の減額は、新型コロナの影響で戦没者追悼式を中止したことによる減額となっております。

次のページをお開きください。

3目生活館等管理費の各生活館等改修事業費で630万円の追加は、月崎1町内会館前の舗装工事の追加となっております。

次に、4目老人福祉費、事務事業予算名も同様に50万円の追加は、社会福祉法人等の入所者に対する負担軽減対策助成金の追加となっております。

次に、6目福祉センター運営費、事務事業予算名も同様に51万2千円の追加は、福祉センター暖房設備不良時における代替暖房機として、大型ポータブルストーブ5台を購入するための備品購入費の追加となっております。

次に、2項1目児童福祉総務費、事務事業予算名も同様に460万円の追加は、館崎地区児童公園の遊具更新に係る追加となっております。

1つ飛んで、2目児童措置費で282万6千円の追加でございます。主なものは子ども・子育て支援交付金と児童手当交付金の前年度精算返還金となっております。

次のページをお開きください。

2段目になります。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費のいきいき健康ふくしま21推進事業費で235万4千円の追加は、健診結果を管理している健康管理システムの改修委託料の追加となっております。

次に、2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で100万4千円の追加は、ワクチン接種に事務従事している会計年度任用職員の給料等の確定に伴う補正と、接種記録管理をしている健康管理システムの改修費の追加となっております。

次のページの一番下になります。

9目温泉健康保養センター管理運営費で180万円の追加は、泡風呂ろ過器故障により取替えが必要となったことから、今後の修繕費に不足が見込まれるため追加するものであります。

次のページをお開き願います。

2項2目広域事務組合費で98万3千円の減額は、按分率確定により渡島西部広域事務組合衛生部門負担金を減額するものであります。

次に、6款農林水産業費、2項4目熊等による被害対策費で162万3千円の追加は、7月2日に発生したヒグマによる人的被害に伴いハンターの巡視などが増加したことによるハンター活動報償費及び看板設置費用等の追加となっております。

次に、7目森林公園管理費で20万円の追加は、森林公園内の遊歩道に架かる橋の補修費用の追加となっております。

次に、7款商工費、1項5目横綱の里づくり事業費で330万5千円の減額は、九重部屋夏合宿が中止

となったことによる減額となっております。

次に、8款土木費、2項2目道路維持費で153万円の追加は、需用費の修繕費の追加で、町道の維持管理に係る修繕費及び委託料の増額となっております。

次の、町道局部改良事業費で1,700万円の追加は、町道吉岡1号線外流雪溝蓋の改修工事費の追加で、詳細につきましては、このあと建設課長の方から図面をもとにご説明いたします。

次に、4目道路新設改良費の町道整備事業費142万8千円の追加は、町道館古団地10号線の測量設計委託料と白符地区の町道神明町1号線の電柱移設補償費の追加となっております。

次のページお開きください。

4項都市計画費、2目公園費の新緑公園整備費で1,250万円の追加でございます。グラウンドの改修と広場の改修工事の追加で、こちらもこのあと建設課長からご説明いたします。

次に、3目住環境整備事業費の空家等対策支援事業費で600万円の追加でございます。空家等除却補助金の申請件数や相談件数から10件分追加するものでございます。

次に、5項1目住宅管理費の町営住宅整備事業費で390万円の追加でございます。需用費の町営住宅小破修繕費で、町営住宅の維持管理に係る修繕費の追加となっております。

次の町営住宅共用部照明LED化事業費1,020万円の追加は、三岳団地と丸山団地の住宅共用部のLED化工事費の追加で、こちらもこのあと詳細について建設課長からご説明いたします。

次のページの2段目になります。

10款教育費、1項3目教育振興費で42万4千円の追加は、各小中学校の修学旅行等が新型コロナウイルス感染症の影響で、今後キャンセルとなった場合に発生するキャンセル料に対する補助金の追加となっております。

1番下段の、4目教員住宅管理費で53万1千円の追加は、三岳教員住宅の浄化槽管理用給水栓に設置に係る修繕費と光熱水費の追加となっております。

次のページをお開き願います。

2項小学校費、1目学校管理費の各学校校舎営繕事業費で47万3千円の追加でございます。主な内容は福島小学校の雪囲い修繕で17万6千円、吉岡小学校の浄化槽ポンプ取替修繕で29万7千円の追加となっております。

次に、下から2段目になります。

3項中学校費、こちらも同じく各学校校舎営繕事業費で34万3千円の追加は、福島中学校の浄化槽ポンプ取替修繕費の追加となっております。

次のページをご覧ください。

5項保健体育費、1目保健体育総務費で55万円の減額は、新型コロナウイルスの影響で、千代の富士杯相撲大会とわんぱく相撲が中止となったことによる減額となっております。

次に、2目総合体育館運営費で61万3千円の追加は、温風暖房機モーター修繕で49万2千円、PCB含有電気設備廃棄委託料で12万1千円の追加となっております。

次に、11款公債費の元金で64万3千円の追加は、前年度借入額確定及び既発債の利率見直しによる追加となっております。

次のページをお開きください。

2目利子で125万5千円の減額は、借入利率変更による減額となっております。

次に、12款諸支出金、2項1目繰出金で2,255万6千円の減額は、国保会計で24万円、介護会計で12万6千円の追加、浄化槽会計で327万5千円、診療所会計で1,964万7千円、それぞれ減額で、それぞれ事務費等の増による追加と前年度精算による減額となっております。

次に、13款職員給与費の、まず1目職員給与費で115万7千円の減額は、職員の4月の人事異動及び共済組合負担金率変更に係る給料及び各種手当並びに共済費の増減となっております。

最後に、2目会計年度任用職員給与費で80万2千円の減額は、こちらも4月に任用となった方々の給与等が確定したことによる減額となっております。

なお、No.1議案の55ページから56ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

それでは、次に、歳入をご説明いたしますので、39ページをお開きください。

歳入補正の主なものについて、ご説明いたします。

まず、9款地方特例交付金で97万5千円の追加は、交付金額が確定したことによる追加となっております。

次に、10款地方交付税、1節地方交付税の普通交付税で2億2,581万8千円の追加でございます。行政報告にもありましたように、8月3日付けで今年度の普通交付税が確定いたしました。交付額は18億7,112万1千円となり、対前年度比で1億1,320万6千円の増で、当初予算との差額2億2,581万8千円を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。

13款国庫支出金、3目衛生費国庫補助金の1節保険衛生費補助金で213万7千円は、いずれも新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金となっております。

その下、5目教育費国庫補助金134万4千円の追加は、ICT教育推進業務委託料に対する補助金の交付決定となっております。

1つ飛んで、14款道支出金、2項2目の民生費補助金で37万5千円の追加は、歳出老人福祉費の低所得者利用等負担軽減対策補助金に対する道補助金となっております。

次のページの2段目をご覧ください。

17款繰入金、1項他会計繰入金、1節の介護保険特別会計繰入金で224万1千円の追加は、前年度の精算による繰入金となっております。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で1億6,635万9千円の減額は、今回の補正に係る財源調整による減額であります。これにより、今年度の財政調整基金からの繰入額は3,751万6千円となります。

次に、18款繰越金1億205万5千円の追加は、前年度繰越金でこれの2分の1以上の積立ということで5,500万円を財政調整基金に積立することとしております。

次のページお開き願います。

19款諸収入、1目雑入で291万2千円の追加は、主に渡島西部広域事務組合負担金の前年度精算還付金となっております。

最後に、20款町債につきましては、先ほど第2表の地方債補正でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第21号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第5号）の提案内容について、説明を終わります。

なお、このあと図面の説明もありますので、あわせてご審議のほどよろしく願います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 15時55分）

（再開 15時56分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

大変申し訳ありません。説明資料の51ページで7款商工費の横綱の里づくり事業費の補正額を270万円の減額と申し上げましたが、330万5千円の減額でございます。訂正よろしく願います。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。

○議長（溝部幸基）

補足説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、資料2の58ページをお開きください。

図面の説明をいたします。

町道局部改良事業でございます。町道吉岡1号線外流雪溝蓋改修工事でございます。

改修内容は町道部分の流雪溝投雪口改修で、付近住民の高齢化により蓋が重くて開けづらいため、何とかして欲しいとの要望がありました。今回、開閉しやすいバネ付きの投雪口に改修を行うものでございます。箇所は赤い色で示している21箇所でございます。

続きまして、59ページをご確認ください。

新緑公園整備事業でございます。

グラウンド改修部分と広場改修部分を赤い色で示しております。

グラウンド改修については、排水の状況が悪くて雨が降るとグラウンドが暫く使えなくなる等の苦情等がありまして、今回、暗渠排水管と内野部分の土を改修することにより、排水性能を改善させます。

広場の改修については、当初整備時は花畑だったんですけども、現在は草とか生えて鬱蒼としておりまして、それと公園全体です、小学生用の遊具はあるんですけども、幼児用の遊具がなくて、それを望むような声もありましたので、今回花畑を撤去して、ダスト舗装の上、幼児用の滑り台1基と幼児が椅子から椅子へジャンプして遊べるラバーステップっていうようなものを4基設置いたします。

次のページ、60ページでございます。

町営住宅共用部照明LED化事業でございます。

新栄町、丸山それぞれの町内会から居住者の負担軽減を望む要望があり、共用部分の証明をLED化することにより、受益者負担の軽減と二酸化炭素排出の削減を図ることが目的でございます。

赤く示している箇所が対象箇所、左側の三岳団地が5号棟から8号棟までの4棟42戸。右側の丸山団地が1号棟から4号棟までの4棟32戸について、共用部照明のLED化改修を行います。

以上、建設課の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

ただいまの60ページの説明のなかで、公営住宅共用部分の証明をLED化ということで、1千万円要するということですが、これは今後、計画的に他の部分もやることが可能であるのかどうか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

当初、5次計では1年間に2棟ぐらいずつのペースで計画しておりましたけども、それだと終わるのに相当な年数かってしまうということで、今回、とりあえず予算の許す範囲内なんですけども、三岳団地と丸山団地のここについては全て終わらせてしまうということで、あと残りは美山団地のみとなっておりますので、そこについては1年に2棟程度やって行けば数年で終わるっていうことでございます。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

あともう1つ。このLED化によって効果と言いますか、何パーセントぐらいの料率が下がるのかというような、概算でいいですから、もし分かれば、分からなければ別にいい。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

実際の金額は、つけてみなければ分かりませんが、町内会の街灯を数年前に前期、蛍光灯からLED化に替えた時でいけば、その全て替える前と全て替えたあとの電気料という、約3分の1ぐらいになつてような状況でございますので、これについても同様な効果が見込めると思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第21号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第21号は可決いたしました。

◎議案第22号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第22号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案1の57ページをお開き願います。

議案第22号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,143万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,270万2千円とする。

令和3年9月13日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容につきましては、特定健診受診率向上支援等共同事業負担金の予算計上科目の変更と、令和2年度の国からの負担金、交付金の額の確定により、返還金が生じたことによる追加でございます。

また、令和2年度の決算の額が確定し繰越金が生じたので、これを追加するとともに基金に積立てるものです。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、歳出から説明をしますので65ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費517万8千円の減額は、連合会負担金として特定健診受診率向上支援事業分517万9千円を計上しておりましたが、道補助金の対象となる要件として、予算科目を保険事業費で計上しなければ対象とならないことが判明したことから、総務費から減額し、同額を次の段の6款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費に追加するものであります。

今後、このような計上誤りが無いよう注意してまいります。

次のページをお願いいたします。

7款諸支出金、1項5目特別調整交付金（新型コロナウイルス関係）償還金456万4千円の追加で、令和2年度のコロナ減免額の確定による精算により、国および北海道へ返還するものであります。

次の、6目療養給付費等交付金償還金79万8千円の追加は、令和2年度の療養給付費の精算により、北海道へ返還するものであります。

次の、7目特定健康診査等負担金償還金92万4千円の追加は、特定健診の負担金の精算により、北海道へ返還するものであります。

次のページをお願いします。

9款基金積立金、1項1目事業基金積立金2,514万9千円の追加は、令和2年度決算における繰越金から国および道への返還金を除いた分を積立とするものです。

次に、歳入を説明しますので、63ページにお戻りください。。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金24万円の追加は、特定健診の自己負担分の無料化に伴い、下段の6款諸収入、2項5目雑入24万円の減額となり、その分を一般会計から繰入金へ振替えるための追加でございます。

2段目の5款繰越金、1項1目その他繰越金3,143万5千円の追加は、令和2年度決算において歳入総額6億9,621万1,128円に対して、歳出総額6億6,477万4,172円となり、歳入歳出の差引額が3,143万6,956円となったものでございます。

以上で、議案第22号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第22号に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第22号は可決いたしました。

◎議案第23号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第23号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案1の69ページをお開き願います。

議案第23号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,410万8千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,428万1千円とする。

令和3年9月13日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容につきましては、令和2年度の国庫補助金等の額が確定したことにより、国などへの返還金が生じたため追加するものでございます。

また、令和2年度決算において、繰越金が生じたため、その一部を基金に積み立てるものでございます。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出から説明をいたします。79ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費で12万円9千円の追加は、10節需用費で負担限度額認定証の用紙購入などであります。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等給付費で、基金からの取り崩しが不要となったことから410万円の財源繰替えとなっております。

80ページをお願いします。

3段目の、3款地域支援事業費、3項1目包括的支援事業費で18万4千円の追加は、職員手当等については扶養の移動により各種手当が追加となっております。

なお、給与費の資料として、83ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

81ページをお願いします。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金399万8千円の追加は、令和2年度決算において、繰越金が生じたため基金に積立てるものであります。

6款諸支出金、1項1目償還金755万3千円の追加は、令和2年度の介護給付費等に係る国庫補助金等の額の確定に伴い、返還金が生じたため追加するものであります。

次のページをお願いします。

2項繰出金1目一般会計繰出金224万1千円の追加は、令和2年度決算に伴う精算によるもので、一般会計へ繰出金として224万3,812円を返還するものであります。

次に、歳入の主な増減を説明しますので、75ページにお戻りください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金817万6千円の追加は、令和2年度の介護給付費等の確定に伴うものであります。

3段目の、4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金63万8千円の追加についても、介護給付費等に係る確定によるものであります。

次のページをお願いします。

2段目の、7款繰入金、1項3目その他繰入金12万9千円の追加は、歳出で説明しました総務費の事務費に係る分を一般会計から繰入れするものであります。

次の段の、3項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金410万円の減額は、令和2年度の決算による繰越金や国庫負担金の精算による追加により、基金から繰入する必要が無くなったため減額するものであります。

次のページをお願いします。

8款繰越金、1項1目繰越金927万4千円の追加は、令和2年度決算において、歳入総額5億3,455万6,218円に対して、歳出総額5億2,528万589円となり、歳入歳出の差引額が927万5,629円となったものでございます。

以上で、議案第23号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第23号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第23号は可決いたしました。

◎議案第24号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第24号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案1の85ページをお開き願います。

議案第24号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,201万9千円とする。

令和3年9月13日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容につきましては、令和2年度決算による繰越金の計上によるものでございます。

それでは、補正の内容について歳出から説明をいたしますので、93ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金12万2千円の追加は、令和2年度分の保険料のうち出納整理期間の4月・5月納入分を納付するために追加するものであります。

次に、歳入を説明いたしますので、91ページにお戻りください。

4款繰越金、1項1目繰越金12万2千円の追加は、令和2年度決算において、歳入総額7,070万587円に対し、歳出総額7,057万8,287円となり、歳入歳出の差引額が12万2,300円となったものであります。

以上で、議案第24号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第24号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第24号は可決いたしました。

◎議案第25号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第25号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、議案の95ページをお開き願います。

議案第25号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,592万8千円とするものとさせていただきます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月13日提出、福島町長。

それでは、地方債補正についてご説明いたしますので、98ページをお開き願います。

第2表地方債補正の変更は、事業費の追加に伴うもので、下水道事業債で補正前限度額990万円を補正後限度額1,260万円に、過疎対策事業債で補正前限度額970万円を補正後限度額1,250万円とし、それぞれ変更するものとさせていただきます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、103ページをお開き願います。

1款浄化槽整備事業費、1項1目浄化槽施設管理費で5万6千円の追加ですが、令和5年度末までの公営企業会計の適用に向けた事務協議のための旅費を追加するものとさせていただきます。

次に、2項1目浄化槽整備推進事業費で177万2千円の追加ですが、浄化槽設置基数は当初予定の15基に変更はございませんが、今後発注する10基分の設計額の確定に伴い、工事費に不足が生じることから追加するものとさせていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので、101ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽整備事業費分担金で8万5千円の減額ですが、当初は5人槽10基、7人槽5基で積算しておりましたが、5人槽を14基、7人槽を1基と、7人槽が4基少なくなったことによるものとさせていただきます。

次に、3款国庫支出金、1項1目浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金で31万2千円の減額ですが、分担金同様に7人槽の基数が当初の積算より4基少なくなったことによるものとさせていただきます。

次に、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で327万5千円の減額ですが、設計額の確定に伴う地方債等の額の精査に伴うものとさせていただきます。

次に、5款町債、1項1目下水道債で550万円の追加ですが、工事費の追加によるもので下水道事業債が270万円、過疎対策事業債が280万円とそれぞれ追加するものとさせていただきます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第25号に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第25号は可決いたしました。

◎議案第26号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

○議長(溝部幸基)

日程第16 議案第26号 令和3年度福島町国民健康保健診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長(小鹿浩二)

それでは、議案1の105ページをお開き願います。

議案第26号 令和3年度福島町国民健康保健診療所特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度福島町の国民健康保健診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ260万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,113万7千円とする。

令和3年9月13日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容につきましては、歳入では令和2年度の決算の額が確定し繰越金が生じたことによるものと、新型コロナワクチン接種の手数料追加で、歳出では職員の退職による人件費の減額等であります。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、113ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費で260万9千円の減額は、事務職員1名が7月末に退職したことに伴い、給料職員手当共済組合負担金等が減額となっております。

なお、給与費の資料として、115ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、歳入について説明いたしますので、111ページにお戻りください。

1款診療事業収入、2項1目使用料及び手数料799万4千円の追加は、新型コロナワクチン接種に係る予防接種手数料の実績によるものであります。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,964万7千円の減額は、歳入において予防接種手数料の追加や繰越金の確定、先ほど歳出で説明いたしました人件費の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金904万4千円の追加は、令和2年度決算において、歳入総額9,774万330円に対し、歳出総額8,868万5,432円となり、歳入歳出の差引額が905万4,898円となったものであります。

以上で、議案第26号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第26号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第26号は可決いたしました。

◎議案第27号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第27号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

117ページをお開きください。

議案第27号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和3年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予定額5千円、計1億64万3千円。

第2項営業外費用、補正予定額16万円、計90万1千円。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額5千円、計1,441万1千円でございます。

令和3年9月13日提出、福島町長。

それでは、補正内容について説明いたしますので、119ページをお開きください。

令和3年度福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

今回の補正内容は、共済組合負担金率の変更に伴うものでございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用2目配水及び給水費、補正額5千円、計2,263万2千円。法定福利費で共済組合負担金例月と共済組合負担金手当でございます。

2項営業外費用1目支払利息、補正額16万円、計90万円で企業債利息の償還金利息でございます。

以上、議案第27号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 27 号に賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 27 号は可決いたしました。

◎報告第 4 号 令和 2 年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第 5 号 令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について

◎認定第 1 号 令和 2 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 2 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 3 号 令和 2 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 4 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 5 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 6 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第 7 号 令和 2 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（溝部幸基）

日程第 18 報告第 4 号 令和 2 年度福島町財政健全化判断比率の報告について。

日程第 19 報告第 5 号 令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について。

日程第 20 認定第 1 号 令和 2 年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程第 21 認定第 2 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第 22 認定第 3 号 令和 2 年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第 23 認定第 4 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第 24 認定第 5 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第 25 認定第 6 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第 26 認定第 7 号 令和 2 年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

以上、9 件の案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました 9 件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思

いますが、賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております9件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員により構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 16時35分)

(再開 16時38分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された決算審査特別委員会において、委員長に9番平野隆雄副議長、副委員長に5番川村明雄議員が互選された旨の報告がございました。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

決算審査特別委員会の議案審査等のため、明日から9月16日までの3日間、休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、明日から9月16日までの3日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、17日は午前10時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。
どうもご苦労様でした。

（延会 16時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 木 村 隆

署 名 議 員 川 村 明 雄

令和3年度

福島町議会定例会9月会議

令和3年9月15日（水曜日）第2号

◎議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 報告第4号 令和2年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第5号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| | 認定第1号 令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第2号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第3号 令和2年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第4号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第5号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第6号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第7号 令和2年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第4 | 同意第1号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第5 | 発委第3号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について |
| 日程第6 | 発委第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について |
| 日程第7 | 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について |

◎会議に付した事件

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 報告第4号 令和2年度福島町財政健全化判断比率の報告について |
| | 報告第5号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について |
| | 認定第1号 令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第2号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第3号 令和2年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第4号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第5号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第6号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第7号 令和2年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員会報告) |
| 日程第4 | 同意第1号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第5 | 発委第3号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について |

- 日程第6 発委第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
 日程第7 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
 意見書の提出について

◎出席議員（10名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	花田勇		2番	佐藤孝男
	3番	平沼昌平		4番	木村隆
	5番	川村明雄		6番	杉村志朗
	7番	藤山大		8番	小鹿昭義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	企画課長	住吉英之
産業課長	福原貴之	産業課参事	川合力哉
町民課長兼吉岡支所長	村田洋臣	福祉課長	小鹿浩二
建設課長	紙谷一	認定こども園福島保育所園長	吉能佳織
福祉センター次長	(石岡大志)	会計管理者	西田啓晃
教育長	小野寺則之	事務局長兼給食センター所長	石岡大志
農業委員会事務局長	(福原貴之)	選挙管理委員会書記長	(小鹿一彦)
監査委員	本庄屋誠	監査委員補助職員	(鍋谷浩行)

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局主査	中島和俊		

(開会 12時57分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

出席ご苦労様です。

9月15日は、休会の予定でしたが、決算審査特別委員会の審査が早く終わりましたので、9月13日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

6番杉村志朗議員、7番藤山大議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、既に印刷のうえ皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎報告第4号 令和2年度福島町財政健全化判断比率の報告について

◎報告第5号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について

◎認定第1号 令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第2号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第3号 令和2年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第4号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第5号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第6号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第7号 令和2年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（溝部幸基）

日程第3 報告第4号 令和2年度福島町財政健全化判断比率の報告について。報告第5号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告について。認定第1号 令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第2号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第3号 令和2年度福島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定第5号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定について。認定第6号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について。認定第7号 令和2年度福島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

以上、9件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました令和2年度一般会計ほか6件の決算認定等、令和2年度福島町財政健全化判断比率ほか1件の報告については、本定例会において決算審査特別委員会に付託をし、休会中に審査を終えておりますので、結果の報告を求めます。

9番平野隆雄決算審査特別委員長。

○**9番（平野隆雄）**

ただいま議題となっております令和2年度福島町財政健全化判断比率等の報告及び令和2年度一般会計ほか6件の決算認定等について、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本件は、本定例会9月会議において審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

9月13日に本委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、15日までに各会計決算等を審査した結果、本委員会の意見は認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号については、いずれも原案のとおり認定すべきものとし、認定第7号については利益の処分を原案可決し、決算については認定すべきものと決定いたしました。

審査の経過等につきましては、諸般の報告（第2号）に記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思います。

なお、令和2年度福島町財政健全化判断比率等の報告等については、報告済みといたします。

以上、甚だ簡単ですが、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号については、いずれも認定すべきものとし、認定第7号については利益の処分を原案可決し、決算については認定すべきものとの委員長報告のとおり、原案可決認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、令和2年度一般会計ほか6件の決算については認定し、水道事業会計の利益の処分については原案可決することに決定いたしました。

なお、報告第4号 令和2年度福島町財政健全化判断比率の報告について、報告第5号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検並びに評価に関する報告については、報告済みといたします。

◎**同意第1号 教育委員会委員の任命について**

○**議長（溝部幸基）**

日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

ただいま各会計の決算を認定いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案135ページをお願いいたします。

同意第1号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和3年9月13日提出。

氏名、金谷由美子氏。

金谷氏について、若干補足させていただきますが、金谷由美子氏は昭和54年4月から昭和57年3月まで岐阜大学教育学部附属中学校の教員を経験され、現在は町内において学習塾を運営されてございます。

公職歴に関しましては、平成21年4月から子ども子育て推進会議委員をはじめ、社会教育委員および総合計画審議委員ならびに学校運営協議会委員など、多くの公職を歴任しております。人柄は明るく優しい性格であり、今、国が進めております男女共同参画社会ならびに女性活躍社会の実現に資する方だと考えてございます。

教育委員会委員の任命にあたって同意くださるよう、お願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第1号について、賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第1号は可決いたしました。

◎発委第3号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第5 発委第3号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の1ページをお開きください。

予め議案を配付しておりますので、主な内容を説明いたします。

発委第3号 松前半島道路の整備促進を求める意見書の提出について。

上記の議案を福島町議会会議条例の規定により提出いたします。

当該意見書は昨年度に引き続き提出するものでございます。

次、2ページをお願いします。

意見書の内容は、昨年同様、松前半島道路が平成10年に地域高規格道路の計画整備に指定されたこと、

台風の荒天時に落石などにより通行止めが度々発生するなど、不安を抱える道路であること、太平洋沿岸の津波浸水想定では、国道228号の海岸沿線の多くが浸水想定域とされており、避難や救命等のため高規格道路の整備が急がれていることなどを記載しておりますが、新たに意見書中段に記載しておりますが、本年7月に白神覆道の上部のコンクリート片落下が発生し、人的被害はなかったものの、一時通行止めとなり、住民の不安は増大し、救急搬送や公共交通に大きく影響しました。

また、規格規制区間6キロメートルに対し、う回路が147.5キロメートルと日常生活にも大きく支障が生じたことから、本路線の1日も早い整備と開通が確実なものとなるよう、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出するものであります。

なお、本意見書は、8月20日の総務教育常任委員会の書面審議により、全員賛成で提出しております。

また、渡島西部4町議会の統一的取り組みであることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第3号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第3号は可決いたしました。

◎発委第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第6 発委第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、3ページをお開きください。

主な内容をもって説明いたしますので、ご了承ください。

発委第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

次、4ページをお願いします。

北海道は、豊かで美しい自然環境など、多様な魅力を持し、国内外からの観光客の増加が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の長期化により、食産業や農林水産業など幅広い経済分野において大きな打撃を受けております。

また、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故などの課題を抱えています。

今後は、ポストコロナを見据え、北海道の強みである「食」等に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、北海道を支える基盤の確立に向け、広域道路ネットワークの形成や機能向上が必要不可欠であります。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国において高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の計画的体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流をはじめとする経済活動に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化に向けた取り組みが必要と考えます。

このため、2、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

7つ目の、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ることなど、7項目について特段の措置を講じるよう、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、8月20日の総務教育常任委員会で書面審議により、全員賛成で提出していることを申し添えます。

また、北海道議会をはじめ、北海道一丸の取り組みであることも申し添えたいと思います。

説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第4号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第4号は可決いたしました。

◎発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第7 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、6ページをお開きください。

主な内容を説明いたしますので、ご了解いただきたいと思います。

発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

7ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大は、各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は、来年度も巨額の財源不足を避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生や雇用対策などとともに、社会保障等への対応に迫られており、地方税財源の充実が不可欠となっております。

このため、国に対して、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされておりますが、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

これら5項目を強く要望するため、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、8月20日の総務教育常任委員会で書面協議により、全員賛成で提出していること、また、全国の町村議会が丸となった取組みであることを申し添え、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。
お諮りいたします。
発委第５号に賛成の方は起立をお願いします。
(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第５号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会９月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第１０条の規定により、令和３年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和３年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間に亘り、ご審議をいただき、どうもご苦勞様でした。

(休会 １３時２１分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 杉 村 志 朗

署 名 議 員 藤 山 大